地域の高齢者見守り
つなぎ力
増強プロジェクト

Q&Aで解説!

高齢者見守り体制
をアップデートするためのハンドブック

多様な主体と連携した高齢者見守り地域ネットワークづくりのヒントを知ろう

MIZUHO

はじめに

「既存の高齢者見守り体制をアップデートしたいけれど…具体的にはどうしたらいいの？」そんな難しさを抱える地域包括支援センター・市町村の皆さんへ

単身・高齢者のみ世帯が増加する中、市町村における継続的な見守り体制づくりはより重要性を増しており、「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」[1]にも重要な対策の一つとして位置付けられています。しかし、実際には「地域に見守り体制はあるものの、うまく機能していない」等の行き詰まりを感じている地域包括支援センター・市町村も少なくないのではないでしょうか。

そこで、令和5年度に発行したハンドブック『人生100年時代へ。高齢者見守りを未来に向けてUPDATE！地域の高齢者見守り つなぎ力増強プロジェクト　民間事業者・地域住民・ICT機器等を活用したネットワークの作り方』[2]（以下、「令和5年度ハンドブック」といいます。）では、見守り用ICT機器や民間事業者等とのつながりを活用しながら高齢者見守り地域ネットワークをアップデートするための基本の考え方を解説しました。しかし、中には「改善の必要性は理解しているけれど、何から手を付けて良いのか分からない」「すでに改善に取り組んでいるものの、さらなる課題に直面している」場合もあるかと思います。

さらに、高齢化の進展や価値観の多様化、複合的な課題を持つ世帯の増加も相まって、高齢者見守り地域ネットワークの運営に負担を感じている担当者もいるかもしれません。

しかし、地域包括支援センターや市町村にとって無理のない形で業務を遂行するためにこそ、高齢者見守り地域ネットワークのアップデートにより、高齢者に関する情報の集約と早期対応を進めて行くことが有用です。

なお、その方法は必ずしも新規事業の立ち上げだけではありません。生活支援コーディネーターをはじめとする多様な主体や他職種・他部署・他機関が実施している取組や既存の会議体等と既存の高齢者見守り事業とのつなぎを見直すだけでも情報の集約と早期対応が進みます。さらに、民間事業者等との連携を強化したり、見守り用ICT機器を活用したりすることで、高齢者見守り地域ネットワークをより網羅的かつ重層的なものにしていくことができます。

※1　孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第8条第1項の規定に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定）

※2　みずほリサーチ&テクノロジーズ『人生100年時代へ。高齢者見守りを未来に向けてUPDATE！　地域の高齢者見守り つなぎ力増強プロジェクト　民間事業者・地域住民・ICT機器等を活用したネットワークの作り方』
https://www.mizuho-rt.co.jp/archive/case/pdf/r05mhlw_kaigo2023_0702.pdf

また、同じ高齢者でも体調の変化等に応じて、適切な見守り方法は変化するため、地域住民や民間事業者による緩やかな見守り、老人クラブ・サロン等の参加者本人が様子を気遣いあう見守り、民生委員やボランティア等の訪問による見守り、見守り用ICT機器・サービスを活用した見守り等、様々な形の見守りを重層的に構築することで、より大きな効果の発揮につながると考えられます。

このハンドブックは、高齢者見守り地域ネットワークをアップデートする際に生じる「どうしたらいいの?」を解決するヒントを提供するものです。高齢者見守りに資する積極的な取組を行う9つの市町村及び連携機関の事例をもとに、令和5年度ハンドブックの続編として、具体的な手法を解説します。

本ハンドブックの見方

高齢者見守りネットワークをアップデートするための基本的な考え方について知りたい

市町村による土台整備・方向性提示について知りたい

地域包括支援センターや市町村による高齢者見守り地域ネットワークづくりについて知りたい

高齢者見守り事業・取組の評価について知りたい

多様な主体と連携した高齢者見守りの事例について知りたい

フェーズ0

Q1. そもそも…「高齢者見守り地域ネットワーク」とは? …… 1
Q2. そもそも…市町村と地域包括支援センターはどのように役割分担すべきか …… 2
Q3. そもそも…専門職・専門機関と支援ネットワークを築くためには、どのような工夫を行うと良いか …… 4

フェーズ1

Q4. 多くの地域住民にとって効果的な高齢者見守り事業を展開するために、地域の見守りニーズと潜在的な担い手を把握するための方法を知りたい …… 7
Q5. フレイル予防、通いの場づくり等の既存の事業との組み合わせはどのように考えれば良いか …… 8
Q6. 新たな事業を立ち上げるにあたり、何を財源とすれば良いか …… 9
Q7. 新たな事業を立ち上げるにあたり、誰に対してどのような説明や調整を行うとスムーズか …… 11
Q8. 高齢者見守り事業を充実させるにあたり、高齢者見守りに関する条例等の整備は必要か …… 14
コラム1. 個人情報保護・プライバシーの尊重、そして高齢者自身の意思にもとづく参画について …… 16
コラム2. 高齢者見守り活動の担い手減少に対処するための事業・取組 …… 17

フェーズ2

Q9. 地域住民や地域の多様な主体とのネットワーク構築において、生活支援コーディネーターはどのような役割を果たし得るか …… 20
Q10. どのような地域住民や組織に声を掛け、担い手を依頼したら良いか …… 22
Q11. どのような業種の民間事業者へ声を掛けると良いか …… 26
Q12. 新たな民間事業者に高齢者見守り事業へ参加してもらうためには、どのような工夫を行うと良いか …… 29
Q13. 見守りの担い手と日常的・定期的につながるためにはどのような工夫が必要か …… 32
Q14. 見守りの担い手同士をつなげるためには、どのような工夫が必要か …… 34

フェーズ3

Q15. 高齢者見守り事業の評価はどのように進めたら良いか …… 36
Q16. 高齢者見守り事業の評価に活用できる具体的な指標や指標活用の留意点を教えてほしい …… 38

事例

…… 40

ポイント

Q1、Q6、コラム1等についてより詳しく知りたい方は、令和5年度作成のハンドブック『人生100年時代へ。高齢者見守りを未来に向けてUPDATE！　地域の高齢者見守り つなぎ力増強プロジェクト　民間事業者・地域住民・ICT 機器等を活用したネットワークの作り方』へ
https://www.mizuho-rt.co.jp/archive/case/pdf/r05mhlw_kaigo2023_0702.pdf

フェーズ０：
高齢者見守りネットワークをアップデートするための基本的な考え方

この章では、高齢者見守り地域ネットワークをアップデートするための基本的な考え方を紹介しています。高齢者見守り地域ネットワークについてより詳しく知りたい方は、以下の令和5年度ハンドブックをご参照ください。

『人生100年時代へ。高齢者見守りを未来に向けてUPDATE！　地域の高齢者見守り つなぎ力増強プロジェクト　民間事業者・地域住民・ICT機器等を活用したネットワークの作り方』
https://www.mizuho-rt.co.jp/archive/case/pdf/r05mhlw_kaigo2023_0702.pdf

Q1 そもそも・・・「高齢者見守り地域ネットワーク」とは?

A

- **高齢者の孤立を防ぐとともに、普段と異なる様子があるときに速やかに支援へつなげるための地域のネットワークのことを指す**
- **高齢者の異変に気づいた地域住民、地域組織、民間事業者等の見守り「センサー」が地域包括支援センター等の見守り「アンカー」へ情報を集約することで、専門職・専門機関による支援へ迅速につなげることができる**

「高齢者見守り地域ネットワーク」は、高齢者の孤立を防ぐとともに、普段と異なる様子があるときに速やかに支援へつなげるための地域のネットワークです。見守り用ICT機器やサービス、地域住民、地域組織、民間事業者等の**見守り「センサー」**がキャッチした高齢者の異変に関する情報（日中雨戸が閉まったままになっている・夜間電気がついていない・新聞がたまっている等）を地域包括支援センター等の**見守り「アンカー」**へ集約し、専門職・専門機関へつなぐ、という形が望ましいと考えられます。

高齢者見守り地域ネットワークの全体像[3]

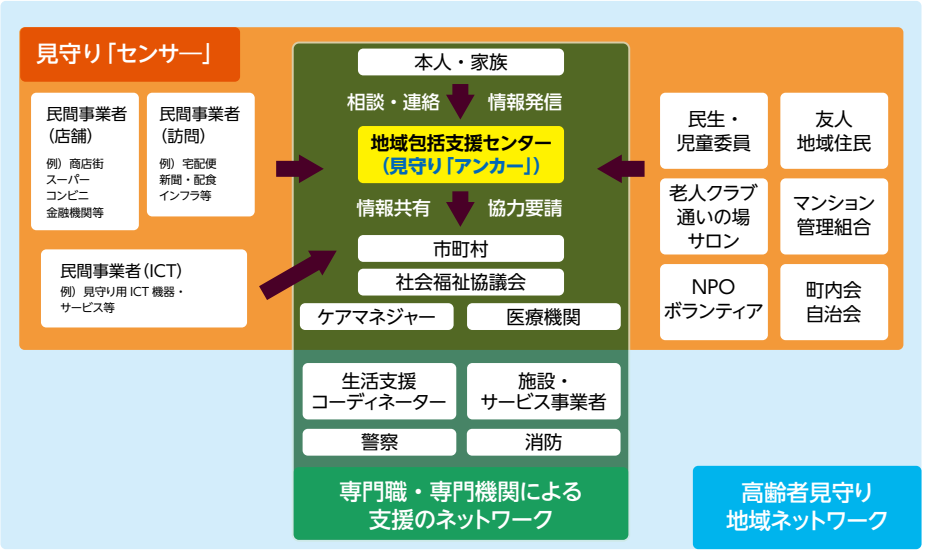

この体制をもとに連携を図ることによって、地域の高齢者や家族介護者等のニーズにいち早く対応できるとともに、地域包括支援センターは「つなぎ役」に徹することができ、地域住民に対するより良いサービスの提供と業務負担の軽減の双方を実現することができます。

Q2 そもそも・・・市町村と地域包括支援センターはどのように役割分担すべきか

A

- **地域包括支援センターの大きな役割は、日頃から、地域の高齢者の異変に気づく地域住民や民間事業者等の見守り「センサー」、「専門職・専門機関による支援のネットワーク」双方との協力関係の構築に努めることである**
- **市町村には、見守り体制・施策づくりや予算確保等ネットワークの土台部分の整備を行うことが求められている**
- **人口規模により、市町村も見守り「アンカー」の役割の一部を担うことがある**

※3　みずほリサーチ＆テクノロジーズ『人生100年時代へ。高齢者見守りを未来に向けてUPDATE！　地域の高齢者見守り つなぎ力増強プロジェクト　民間事業者・地域住民・ICT機器等を活用したネットワークの作り方』P.7より引用、色味を調整

地域包括支援センターが地域の高齢者に関する情報の集約先として機能するためには、地域住民、民生委員、民間事業者等の見守り「センサー」、「専門職・専門機関による支援のネットワーク」双方との協力関係が必須です。日頃から見守り「センサー」や専門職・専門機関との関係構築に努めることが、高齢者見守り活動における地域包括支援センターの大きな役割と言えます。

一方、例えば既存の見守り事業に加え、ICT機器を活用した見守り体制の構築や、民間事業者等との連携等の施策化や予算確保等見守りネットワークの土台部分の整備は市町村にしか果たせない役割です。

また、人口規模が大きく、所管内に複数の地域包括支援センターがある場合は、それぞれの地域包括支援センターだけでは見守り「アンカー」の役割を果たしきれないことがあります。その場合は、市町村も見守り「アンカー」の役割の一部を担う必要があるかもしれません。

高齢者見守り地域ネットワークの構築が、最終的には市町村・地域包括支援センター双方の負担軽減につながることを念頭に置きつつ、それぞれが自分の役割を意識しながら協働していくことが重要です。

東京都 調布市

調布市見守りネットワーク「みまもっと」における市と地域包括支援センターの役割分担

調布市見守りネットワーク「みまもっと」は、調布市が平成16年に開始した見守りネットワーク事業である。公共機関等63の団体・事業所が調布市と事業協定を取り交わし、見守り活動に参加・協力している。

市内8地域を担当する各地域包括支援センターに「みまもっと担当」の常勤職員が1人ずつ配置されており、地域住民や関係機関へのPR活動、出前講座の実施、地区協議会等への出席等、様々な活動を行い、地域における見守りネットワークの充実を図っている。市とみまもっと担当による「みまもっと連絡会」が2か月に1回開催されており、地域からの見守りの連絡を集計した「みまもっと通信」を地域包括支援センターが毎月発行し、当会議で共有している。

また、調布市が見守り協定を結んでいる企業・団体（調布警察署・調布消防署、東京都水道局、東京電力（武蔵野支社）、東京ガス、調布市医師会、調布市歯科医師会、調布市薬剤師会等）と、年に1回会議（Bゾーン会議と呼ばれている）を開催し、日頃の見守り活動の協力依頼や、報告を行っている。各地域包括支援センターのみまもっと担当8人も参加し、意見交換をしている。

▶ 詳しくはP.50へ

Q3 そもそも・・・専門職・専門機関と支援ネットワークを築くためには、どのような工夫を行うと良いか

A

見守り以外を主目的とする会議体の活用、広域連携が効果的である

専門職・専門機関とのネットワーク構築のためには、見守り以外を主目的とする会議体の活用が効果的です。市町村等へのヒアリングからは、地域ケア会議（地域ケア個別会議）等を活用し、地域の高齢者見守りに関する情報共有を行っている事例が把握されました。なお、市町村によっては地域ケア会議に地域住民が参加することで、連携を深めているところもあります（詳しくはP.33を参照）。

長崎県 佐々町

専門職が課題解決を図る各種会議で高齢者見守りに関する情報を共有

佐々町では、地域包括支援センターの職員が町内の32自治会（町内会）において地域ネットワーク情報交換会を開催し、その地域の強みや課題、地域の気になる方について情報交換を行っている。地域ネットワーク情報交換会で得られた、地域住民の障害や認知症等、高齢者見守りに関連する話題は地域ケア会議・地域支援会議（高齢分野・障害分野合同で開催）にて共有し、課題解決を図っている。

▶ 詳しくはP.41へ

また、高齢者見守りに関する広域連携を行うことも効果的です。広域連携は、生活圏域や行動範囲等に合わせてまずは隣接の市町村から始めるとスムーズに取り組みやすいと考えられます。定期的な会議を設定する他、統一の様式等を用いて随時情報共有を行い、お互いの市町村で認知症の人の道迷い等が発生した場合には、捜索を呼び掛ける等の連携が図れると良いでしょう。

さらに、地域で認知症の人の見守りのためのICTツールを活用している場合は、ツールの使い方に関する説明書等を近隣の市町村や警察署等に共有しておくと、道迷い等の発生の際に役立つ場面があるでしょう。

沖縄県
宜野湾市

近隣市町村関係機関へのICTツールマニュアル等の配布

宜野湾市は、認知症の人の見守りのためのICTツール「ミマモライドシステム」を導入し、近隣市町村の警察署にも簡易的マニュアル（「ミマモライドシステム」提供元の民間事業者作成）を提供している。

▶ 詳しくはP.65へ

高齢者見守り事業をアップデートする上で地域包括支援センターと市町村が果たすべき役割

この章では、高齢者見守り事業を改善する上で地域包括支援センターと市町村が果たすべき役割をQ&A形式で解説しています。

- 市町村による土台整備・方向性提示について知りたい方は「フェーズ1」
- 地域包括支援センターや市町村による高齢者見守り地域ネットワークづくりについて知りたい方は「フェーズ2」
- 高齢者見守り事業・取組を評価する方法について知りたい方は「フェーズ3」

をご参照ください。

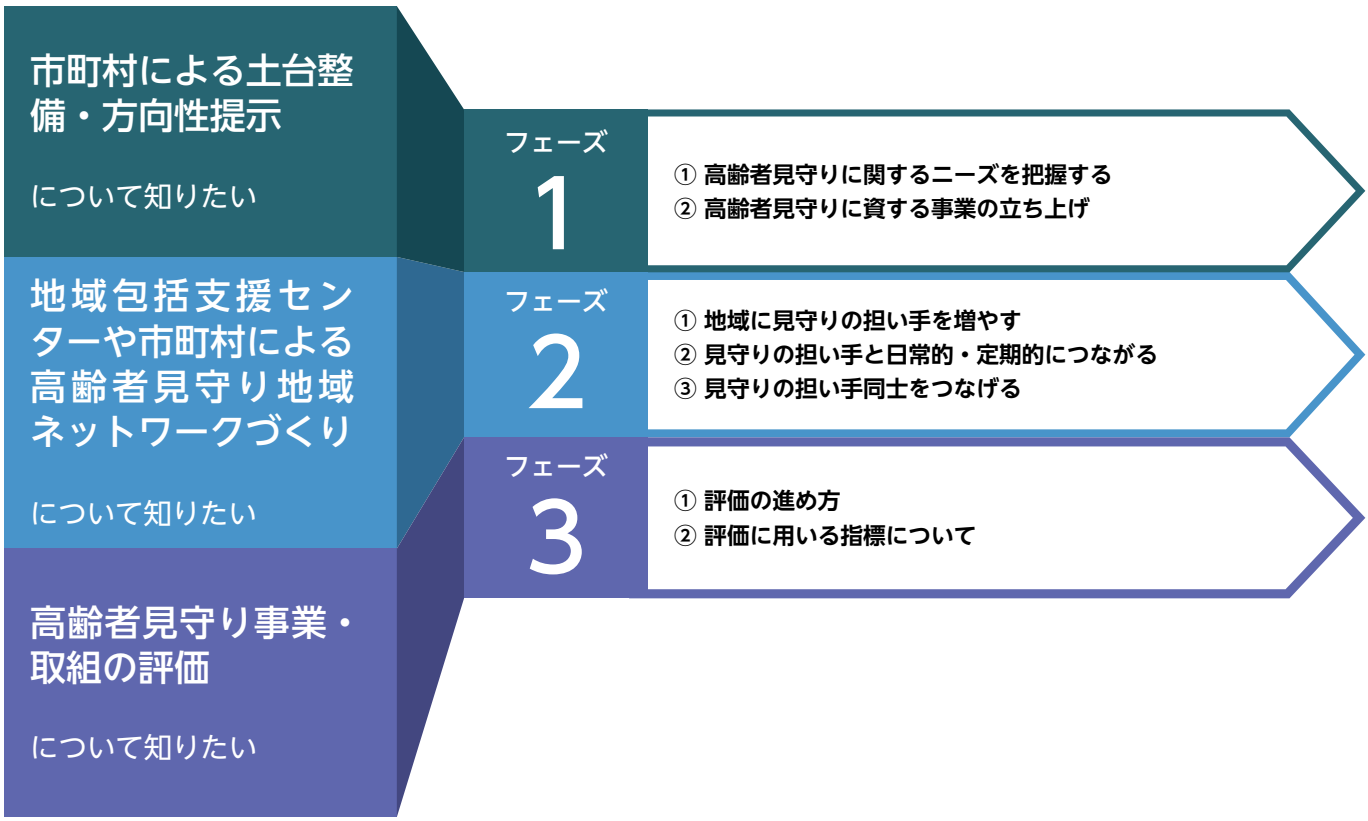

また、特に「フェーズ1②高齢者見守りに資する事業の立ち上げ」では、一部、令和5年度ハンドブックと関連する内容がありますので、こちらも適宜ご参照ください。

『人生100年時代へ。高齢者見守りを未来に向けてUPDATE！　地域の高齢者見守り つなぎ力増強プロジェクト　民間事業者・地域住民・ICT機器等を活用したネットワークの作り方』
https://www.mizuho-rt.co.jp/archive/case/pdf/r05mhlw_kaigo2023_0702.pdf

フェーズ1：
市町村による土台整備・方向性提示

① 高齢者見守りに関するニーズを把握する

Q 4

多くの地域住民にとって効果的な高齢者見守り事業を展開するために、地域の見守りニーズと潜在的な担い手を把握するための方法を知りたい

A

- **市町村や地域包括支援センターの職員、生活支援コーディネーター等が地域の会合や通いの場、サロン等に通い、地域住民と継続的に関係を築くことが重要である**
- **見守りに資する事業の立ち上げの際に、地域住民や地域の民間事業者等へのアンケートを実施し、見守りニーズや担い手を把握し、広報に活用したり、ボランティア募集に役立てたりできると良い**
- **既存事業の評価も有効な手立てとなる**

多くの地域住民にとって効果的な高齢者見守り事業を展開するためには、各地域の地域課題を把握することが重要です。

例えば、市町村や地域包括支援センターの職員、生活支援コーディネーター等が地域の会合や通いの場、サロン等に通って、地域住民と継続的に関係を築くことは、地域ごとのニーズを把握するための有効な方策となります。

また、見守りに資する事業の立ち上げの際に、地域住民や地域の民間事業者等へのアンケートを実施することも一つの方策です。見守りに資する事業の必要性や地域住民のボランティア意向等に関する設問を設けることで、見守りの必要性を啓発する広報に活用したり、ボランティア募集に役立てたりすることにつながる可能性があります。

なお、新たに見守り事業を展開する際には、既存事業を評価することも重要となります（詳しくは後述のP.36をご参照ください）。

**長野県
駒ヶ根市**

ニーズ把握結果を事業活性化に活用

駒ヶ根市は、平成29年度に、介護事業所への委託による一般介護予防事業を終了し、自治組織のつながりを活かし、住民運営による見守り・相談・ケア等、多機能の役割を有する「通いの場」に転向した。

当初は、行政の役割を地域住民が担わされるといったイメージや、有事（高齢者の転倒事故等）における責任の所在への懸念等を理由に、地域住民から反発があった。一方で、通いの場の必要性やボランティアの意向に関する地域アンケートを実施した結果、想定外に「やってほしい」「ボランティアをやりたい」という人が多く、取組の開始を後押しした。

行政職員が地域の会合や通いの場、サロンに通い、地道に関係を築き続けたこともあり、今では認知症の人や要介護認定を受けている人も通いの場で受け入れ、見守り合うような体制になっている。また、住民が送迎等の担い手等として活躍しており、これまで地域内での活動が少なかった住民にとっても、役割や生きがいを持てる場となっている。

▶ 詳しくはP.44へ

② 高齢者見守りに資する事業の立ち上げ

Q5

フレイル予防、通いの場づくり等の既存の事業との組み合わせはどのように考えれば良いか

A

- **従来実施しているフレイル予防、通いの場づくり等の見守りに資する事業を発展させる形、または把握された課題をもとに別事業を実施する形の両方が考えられる**

高齢者見守り事業の取組を拡充するにあたっては、従来実施しているフレイル予防、通いの場づくり等の見守りに資する事業を発展させる形、または把握された課題をもとに新規の別事業を立ち上げる形の両方が考えられます。地域の実情に応じて、検討するようにしましょう。

従来実施しているフレイル予防、通いの場づくり等を発展させる場合は、地域のニーズや状況に合わせて、通いの場の設置個所を増やしたり、通いの場の周知を図って参加者・利用者を増やしたり、従来の通いの場の内容の見直しを行ったりする等、通いの場の中で見守りや相談に対応するための体制整備等を進めることが考えられます。

また、地域内のつながりを発展させて、日常生活の中で発生する小さな生活課題について、地域のボランティアによる「ちょっとしたお手伝い」ができるような生活支援の仕組みを構築することも、見守りの一助となり得ます。

さらに、従来のフレイル予防の取組や通いの場等に参加しない・できない人、健康無関心層を取り残さないために、ICTを活用する等の重層的な見守りを検討することも効果的です。

Q6 新たな事業を立ち上げるにあたり、何を財源とすれば良いか

A

- **地域支援事業交付金が活用可能である他、見守り用ICT機器等の活用にあたってもさまざまな補助金・交付金等を活用することができる**

市町村が高齢者見守り事業を実施するにあたっては、様々な財源の活用が可能です。なお、いずれの財源を使う場合も、予算化にあたり財政部局に対して事業の効果等を説明し調整を行うことが必要になります。

【高齢者見守り事業の実施にあたり活用可能な補助金・交付金の例】

- 地域支援事業交付金及び重層的支援体制整備事業交付金
  （一般介護予防事業、地域包括支援センターの運営、生活支援体制整備事業等）
- 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金
- 後期高齢者医療の調整交付金
  （高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施）

地域包括支援センターが市町村から委託される形で高齢者見守り事業の実施主体となる場合は、地域支援事業交付金を活用するのが一般的です。委託ではない場合は、市町村独自の補助金や民間の福祉基金、地域包括支援センター運営主体（社会福祉協議会等）の自主財源を活用することも考えられます。

また、見守り用ICT機器等を活用する場合は、他にも様々な補助金が利用できる場合があります。

【見守り用ICT機器等の活用にあたり活用可能な補助金・交付金の例】

- デジタル田園都市国家構想交付金／新しい地方経済・生活環境創生交付金
- 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金
- 中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金

詳細は令和5年度ハンドブックのP.11を参照してください。

Q7 新たな事業を立ち上げるにあたり、誰に対してどのような説明や調整を行うとスムーズか

A

- **新たな事業の担当部署と既存の事業の関係部署が連携した上で、庁内外の調整や体制構築を進めることが重要である**
- **地域課題の把握、既存の事業との棲み分け・整理を行うとともに、事業目的・効果を明確にし、スケジュール、活動助成や謝金等に関する情報とともに、関係機関に対して丁寧に説明できると良い**
- **高齢者自身に対しても丁寧に説明を行い、見守りへの理解と協力を得ることが必要である**

市町村が主体となり事業を進める場合は、新たな事業の担当部署と既存の事業の関係部署が連携した上で、庁内外の調整や体制構築を進めることが重要です。

事業を進める前は、地域課題の把握、既存の事業との棲み分け・整理を行うとともに、関係機関の確認を行います。その上で、事業目的・効果を明確にすることが必要です。

新たな事業の場合は、施策化に向けて庁内の財政担当部署等の調整だけでなく、庁外の方への説明が必要となります。事業の開始による高齢者や家族介護者等の地域住民への効果の他に、専門職や地域の担い手等の支援者が得られる効果（例えば、支援が必要な高齢者の早期発見・早期対応にかかる業務負担軽減、重層的な見守り体制の構築によるきめ細かな対応が可能になる等）について整理しましょう。

なお、市町村等が民間事業者と連携した事業を立ち上げる場合、「自治体が特定の民間事業者を支持しているように見える」等、庁内外から指摘があるかもしれません。一方で、「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）において、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、高齢者を含む多世代の地域住民、地域運営組織、NPOや民間企業等の多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことの必要性が述べられている他、令和6年度には地域支援事業において新たに「住民参画・官民連携推進事業」が創設されたところです。このような民間事業者を含めた地域の多様な主体との積極的な連携を後押しする方針や事業を根拠として、関係者への説明を行えると良いでしょう。

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」（平成27年6月5日 厚生労働省老健局長通知、最終改正：令和6年8月5日）

第3 市町村を中心とした生活支援・介護予防サービスの充実等

3　生活支援・介護予防サービスの開発・発掘のための取組

(4) 住民参画・官民連携推進事業（新設）

① 趣旨

地域では、総合事業又は高齢者施策としては位置付けられない多様な生活支援・介護予防サービスが、民間企業、協同組合、シルバー人材センター、NPO法人、地域の産業等に携わる団体等の多様な主体（以下（4）において「地域での活動に取組む民間企業等」という。）により事業化され、地域における様々な局面で高齢者の日常生活を支えている。

コーディネーター及び協議体の活動の活性化を図り、サービス・活動事業をはじめとする地域における生活支援・介護予防サービスの充実を図るためには、地域住民の主体的な活動を進めることに加え、これら活動の補完又は更なる推進を図るため、地域での活動に取組む民間企業等が有する事業化の知見を活用することや、その活動との連動を深めることが重要であることから、市町村が地域住民や地域での活動に取組む民間企業等とともに実施するものである。

② 事業内容

本事業では、以下の3つの事業を行うことができる。

a タウンミーティングやワークショップの開催等

コーディネーターが企画するタウンミーティングやワークショップの開催等による、地域住民、医療・介護関係者及び地域での活動に取組む民間企業等を含む多様な主体が地域課題等の洗い出しや解決策・必要となる事業等の検討を行う場の設置

b 多様なサービス・活動の実現に向けたプロジェクト化

生活支援・介護予防サービスの企画・立案・プロジェクト化のため、地域での活動に取組む民間企業等との連携・協働のもとで行う地域住民へのインタビュー、マーケティング、デザイン（既存事業の見直し等を含む。）等の実施（コーディネーターや協議体に助言等を行うための人材の配置や民間企業等への委託等を含む。）

c 多様なサービス・活動を地域に実装するための試行的実施

a 及び b の結果等を踏まえ、地域での活動に取組む民間企業等と地域住民の連携・協働のもとで行う生活支援・介護予防サービスの実装のための試行的実施に係る支援（総合事業として本格運用するまで又は民間企業等と地域住民の協働のもとで当該事業が自走することができるまでの期間における事業費の補助を含む。）

③ 実施方法

既存のコーディネーターや協議体を活用して行う方法のほか、新たに本事業を中心に行うコーディネーターを設置して実施することも可能であるが、この場合には既存のコーディネーターや協議体と密に連携をとりながら行うことが必要である。

④ 費用負担

人件費、委託費、活動費用（試行的実施に係る支援を含む。）については、地域支援事業交付金が活用可能。

これらをもとに、関係機関・地域住民に対して、事業の意義やスケジュール、活動助成等について、既存の事業の場や会議等を活用し丁寧に説明や調整を行いましょう。

**長野県
駒ヶ根市**

担い手への丁寧な説明

駒ヶ根市では、地域住民主体の通いの場を開始する際、行政職員が地区に何度も出向いて丁寧に説明を行うことに加え、委託費や補助金を使って地域の活動を支援する等の体制を整えた。地道な土台整備により、徐々に住民の理解が得られるようになり連携体制が整ってきた。

現在では、通いの場が「介護予防拠点」から「支え合い拠点」へと発展してきており、見守り・相談・ケア等の多機能を持つようになっている。多くの住民の熱意と人脈により「通いの場」が増え、登録上では164か所、参加者は1,610人（令和6年7月現在）となり、年4回～毎週1回の頻度で開催されている。

▶ 詳しくはP.44へ

高齢者見守り活動を推進するにあたっては、見守りの対象となる高齢者が、見守りのために支援者間や地域住民との間で情報共有が行われることについて理解し、協力することが欠かせません。高齢者から同意を得る際は、事業の趣旨に加えて、日頃からの見守りの関係づくりが体調不良時や災害発生時の安否確認につながること等を説明すると、必要性についての理解が得られやすいと考えられます。

**長崎県
佐々町**

災害時の要支援者名簿の活用

佐々町では、あらかじめ同意を得て作成している災害時の要支援者名簿を用いて、対象者ごとに具体的な支援体制の構築、共有を行っている。

民生委員が気になる地域住民のもとを訪問し説明を行うことで、スムーズな名簿登録を行うことができている。また、名簿に登録されていない住民の情報が会議等で挙がってきた場合には、地域包括支援センターの地区担当職員が訪問し、本人の同意を得てから名簿に登録し支援体制を構築している。

▶ 詳しくはP.41へ

自宅に機器を取り付ける必要がある場合等には、高齢者の自宅を訪問し、見守り事業の説明をすることも効果的です。

三重県東員町

高齢者宅への訪問による丁寧な説明

東員町では、ICTを活用した高齢者見守りサービスの実証事業を行うにあたって、健康長寿課職員が高齢者宅に個別訪問して利用者を集めた。住民基本台帳では対象となる単身高齢者を正確に把握することができないため、他事業で実施していた高齢者実態把握のための調査を活用した。高齢者には対象者1件当たり1 ～ 2時間程度かけて、事業内容や費用負担、機器設置について説明し、協力を募った。

▶ 詳しくはP.59へ

Q8 高齢者見守り事業を充実させるにあたり、高齢者見守りに関する条例等の整備は必要か

A

- **条例等の整備は必ずしも必要ではない**
- **高齢者の見守りに資する条例を制定することで、高齢者見守り地域ネットワークづくりに法的な根拠を持たせたり、協力機関等との協定を結んだりしている市町村もある**

高齢者見守り事業において、条例等の整備は必ずしも必要ではありません。地域住民や地域組織での見守りは、地域の課題を踏まえ、それぞれの立場や組織の役割・方針により行われています。

一方で、高齢者の見守りに資する条例を制定することで、高齢者見守り地域ネットワークづくりに法的な根拠を持たせたり、協力機関等との協定を結んだりしている市町村もあります。

東京都 三鷹市

条例に紐づく、民間事業者等との協働による取組等

「三鷹市自治基本条例」の第32条にもとづいて「協働のまちづくり」の推進を行うためのパートナーシップ協定を結び、条例とむすびつける形で法的根拠をもった体制を整えている。「三鷹市見守りネットワーク事業協定」には、インフラ関連事業者、小売店、金融機関、輸送関連事業者、生命保険会社等、多岐に渡る43の事業者が参画している（令和7年3月1日現在）。

「三鷹市自治基本条例」（平成17年10月1日　条例第17号）

（協働のまちづくり）

第32条　市長等は、市、市民及び事業者等の多様な主体が相互に連携協力し、まちづくり及び公共的なサービス提供の担い手となる協働のまちづくりを推進するため、市民協働センターの環境整備を行うとともに、必要な支援を行うものとする。

2　市長等は、協働のまちづくりの推進において、多様な主体が情報を共有し、意見を交換し、積極的な参加及び意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

3　市民、事業者等及び市長等は、計画の策定及び実施の過程において、市民参加の実効性を確保し、協働のまちづくりを推進するため、各々の役割、責務等を定めたパートナーシップの推進に関する協定を締結することができる。

コラム 1

個人情報保護・プライバシーの尊重、そして高齢者自身の意思にもとづく参画について

見守り活動について、「個人情報保護法に抵触するのではないか」という疑問が寄せられることがあります。しかし、個人情報保護法の目的は、個人情報を適正かつ効果的に活用して個人の権利と利益を保護することです。そのため、本人同意にもとづき、見守りに必要な最小限の情報（名前・住所・緊急連絡先等）を民生委員等の地域住民が地域包括支援センターへ伝えること、また地域包括支援センターがそれらを活用して見守り活動を行うことに問題はありません。

なお、高齢者見守りを目的とした必要最小限の情報提供は本人の同意にもとづいて行われることが原則ですが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときには、本人の同意なしの提供（警察・消防等への通報等）が可能です。

個人情報保護法の条文、個人情報とプライバシーの違い等のさらなる詳細については、令和5年度ハンドブックのP.5 ～ 6を参照してください。

また、高齢者見守りにおいて最も大切なことの一つは、高齢者自身の意思にもとづく参画です。高齢者自身が、何を大切にしてどのように生きたいのかを自ら認識し、そのために必要な助けを周囲の人々や支援者に対して求めることのできる「見守られ上手」になれるように、生活支援コーディネーター等がお手伝いできると良いでしょう。

加えて、高齢者自身がやりたいことを見つけ実行するうちに、地域の他の高齢者との交流が生まれ、相互の見守りにもつながる等、地域全体としての見守り体制づくりが促進されていく可能性もあります。当たり前のことですが、高齢者はただ見守られるだけの存在ではなく、見守る側にもなり得るのです。

**山口県
和木町**

当事者主体の見守り体制構築のため、生活支援コーディネーターが高齢者と協力して「自助マップ」づくりを実施

和木町では、生活支援コーディネーターが見守り対象の高齢者と協力し、「自助マップ」づくりを行っている。「自助マップ」作成にあたっては、近所とのつながりやこれまでの生活（家庭の状況、趣味、健康、お金・仕事、ボランティア、ふれあい等について）、これから自分らしく生きるための目標や日課、行いたい活動等について、ワークシート等を用いながらワークショップ形式で聴き取り・整理を行う。

自助マップづくりを通じて、見守られる高齢者自身に自らが望む生活の在り方に気づいてもらうことができる。また、支援が必要になった現状をマイナスに捉えるのでなく、今あるつながりや自身の強み等を活かして、自分らしく生きる大切さを伝えることにより、支援対象者の活力活性化を促している。

地域に「助けられ上手」を増やすことで助け合いが始まり、見守りもしやすくなると期待できる。

▶ 詳しくはP.47へ

コラム 2

高齢者見守り活動の担い手減少に対処するための事業・取組

これまでの高齢者見守り活動においては、民生委員をはじめとした地域の組織が欠かせない役割を果たしてきました。しかし近年ではその担い手が減少しており、一方で、独居高齢者等の見守りが必要な人は増加しています。ニーズ調査の結果、このことを実感する市町村も少なくないかもしれません。今こそ、高齢者見守り活動に参画する地域住民の負担軽減のための仕組みが必要です。

その一つとして有効と考えられるのが、ICT活用です。見守り用ICT機器を導入している市町村に対する調査から、民生委員等が日頃行う見守り対象者への訪問活動の一部を、見守り用ICT機器により代替・軽減できることが分かっています。

三重県 東員町

ICTを活用した高齢者見守りシステム

東員町では、以前、単身高齢者を対象に、年1回見守りを兼ねて自宅を訪問し、緊急連絡先を把握するという「高齢者実態把握調査」事業を行っていた。地域包括支援センターと民生委員が共同で実施していたが、令和5年度、民生委員の負担増から、本調査事業は廃止となった。

現在は、地域包括支援センターが主体となり、電力データとAIを使ったフレイルの検知システム「eフレイルナビ」を活用した見守り（単身高齢者の把握）を行っている。

「eフレイルナビ」によりフレイルの高リスク者と判定された人を優先して効率的に訪問することができ、将来的な負担軽減につながると期待している。

▶ 詳しくはP.59へ

富山県 黒部市

民生委員等の「支援者支援」を目的の一つとして、見守り・意思疎通用ICT機器の活用を含む「くろベネット事業」を展開

以前の黒部市では、合併前の行政区分に沿って関係機関（民生委員、地区社会福祉協議会等）が縦割りで高齢者見守り事業を実施していたが、民生委員等の支援者が減少傾向にあるのに対し、増加傾向にある高齢者見守り需要に対応していくためには、横の支援体制の再構築が必要であると認識した。そこで、黒部市社会福祉協議会は、支援者同士が連携・協力しながら見守りを一本化して行う「くろベネット事業」を平成30年にスタートした。

「くろベネット事業」は、見守り・意思疎通用ICT機器「L1mボタン（くろベネットボタン）」の運用と、支援対象者に困難ケースが生じた場合には、黒部市社会福祉協議会が支援関係者（自治会長、民生委員、警察、ケアマネジャー、行政職員、地域住民、弁護士等）を招集する形で開催する支援調整会議等で構成される。

くろベネット導入の目的の一つは、「支援者を支援するための仕組み」の構築であり、民生委員と他の支援者との間での情報共有が図りやすくなった他、特に「L1mボタン（くろベネットボタン）」の活用により、民生委員等による支援対象者への訪問の負担軽減につながっている。

▶ 詳しくはP.62へ

フェーズ2：
地域包括支援センターや市町村による高齢者見守り地域ネットワークづくり

市町村や地域包括支援センターが地域住民、地域組織や民間事業者等とのネットワークを築くためのポイントは、以下の3つに大別できます。

地域包括支援センター・市町村が見守りの担い手とネットワークを築くための3つのポイント

ポイント１

地域に
見守りの担い手を
増やす

ポイント2

見守りの担い手と
日常的・定期的に
つながる

ポイント3

見守りの担い手
同士を
つなげる

各ポイントにおいて重要な役割を担い得るのが、地域の資源開発や地域の多様な主体のネットワーク構築に資する活動を行っている生活支援コーディネーターです。高齢者見守りにおける生活支援コーディネーターの役割を明確にし、その活動とうまく連携しながらネットワークづくりが行えると良いでしょう。

Q9 地域住民や地域の多様な主体とのネットワーク構築において、生活支援コーディネーターはどのような役割を果たし得るか

A

生活支援コーディネーターは、地域課題を把握し、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成といった資源開発の他、地域住民等を含めたネットワーク構築等に向けたコーディネートといった役割を果たす

地域包括支援センターや市町村等が地域住民や民間企業・団体等の地域の多様な主体との関係性づくりを行う上では、生活支援コーディネーターと連携し、地域の課題を把握し、生活支援・介護予防サービスの創出や担い手の養成といった資源開発、地域住民や地域の多様な主体とのネットワークづくりを行うことが効果的です。これにより、地域特性に沿った見守り体制の構築を進めることができると考えられます。

長野県 駒ヶ根市

第2層生活支援コーディネーターとしての住民の活躍

駒ヶ根市では、地域の区長経験者や民生委員等の住民が第2層生活支援コーディネーターを担っている。地域の人とのつながりがある強みを活かし、地域の課題に沿った「通いの場」の充実を図り、通いの場を通じた孤立の予防や見守り等を行っている。

駒ヶ根市では、通いの場に集まる高齢者の情報を「支え合い推進会議」（第1層・第2層の生活支援コーディネーター、地区社会福祉協議会の会長、通いの場の担い手、民生委員等が出席し、地域の見守り等に関する情報を共有する会議）に集め、困り事等の問題があれば社会福祉協議会や行政、第1層生活支援コーディネーターで対応するようにしている。

▶ 詳しくはP.44へ

長崎県 佐々町

生活支援コーディネーターに集約した高齢者のちょっとした困りごとを有償ボランティアによる生活支援で解決

佐々町では、生活支援コーディネーターを中心に、職員7人で32地区を担当する地区担当制を設け、地区担当職員が地区のニーズや課題を把握し、生活支援コーディネーターに集約している。その上で、日常生活のちょっとした困りごとに対しては地域住民が有償ボランティア（ボランティアポイントもあり）として生活支援をする体制を構築している。一度ボランティアをした地域住民が同じ対象者に支援に入ることも多く、継続的な見守り活動にもつながっている。

▶ 詳しくはP.41へ

山口県 和木町

生活支援コーディネーターと自治会の地域住民が協力し、「支え合いマップ」をつくる

和木町の生活支援コーディネーターが行う「支え合いマップ」づくりは、同じ自治会に所属する地域住民同士が集まり、ふれあいや助け合いの実態を住宅地図に書き込むことで可視化する取組である。より良い地域づくりのためにすでに行われている取組や課題を洗い出し、近所同士で主体的に課題解決に取り組むことを目的として実施されている。

地域のことを良く知っている自治会の人々を巻き込み、課題等の情報共有をしてもらうことで、見守り支援につなげている。また、必要に応じて民生委員や地域包括支援センターへ情報を共有している。

▶ 詳しくはP.47へ

① 地域に見守りの担い手を増やす

Q10

どのような地域住民や組織に声を掛け、担い手を依頼したら良いか

A

- **高齢者全般を対象としたい場合は、通いの場等、高齢の地域住民が集まる場を活用することが効果的である**
- **地域住民のキーパーソンと連携し、より密に地域住民のフォローを行えると良い**
- **地域若者サポートステーションやこども・若者の居場所（こども食堂等）等に対して声かけを行ったり、地域に多世代交流の場をつくったりすることにより、若い世代にも高齢者見守りに興味を持ってもらえる可能性もある**
- **認知症の人を対象とした見守り活動を実施する場合は、認知症の人本人を含む形で活動するチームオレンジや、認知症サポーター養成講座の受講者等に声をかけると良い**
- **広報をブラッシュアップすることも有効である**

見守り事業の主な対象となる高齢者や、想定される見守り場面等により、声かけを行う地域住民、地域組織は異なります。例えば、高齢者全般を対象としたい場合は、通いの場や自治会等、高齢の地域住民が集まる場を活用することが効果的であると考えられます。もしくは、町内会長、民生委員、団地管理人、またそれらのOB等、地域住民のキーパーソンと連携し、より密に地域住民のフォローを行っていくのも良い方法でしょう。

また、認知症の人を対象とした見守り活動を実施する場合は、認知症の人本人を含む形で活動するチームオレンジや、認知症サポーター養成講座の受講者等に声をかけると良いと考えられます。

長崎県 佐々町

自治会単位の会議を活用し地域住民の課題解決力を向上

佐々町では、地域包括支援センターの職員が町内の32自治会（町内会）全てを1年かけて回り、地域ネットワーク情報交換会を開催している。この会では、地区関係者（町内会長や民生委員、福祉協力員等）、社会福祉協議会、生活支援コーディネーター等とともにその地域の強みや課題、地域の気になる人について情報交換を行っている。支援が必要だと思われる人については、後日その地区を担当する地域包括支援センター職員が訪問し、随時情報を共有する。

地域包括支援センターが開所していない休日には、各町内会で解決できる事例も増えてきている。経験を積み重ねたことで、各町内会がケースに応じた連絡先を把握できている等、地域住民の課題解決力が高まっていると感じる。

▶ 詳しくはP.41へ

秋田県 大館市

生活支援コーディネーターの声かけ等により、高齢者見守り事業への協力者を増やす

大館市では、地域住民の生活に密着した仕事に従事している民間事業所（小売店等）に、普段の業務の中で「大館市見守り隊」として高齢者見守り活動に参画してもらっている。また、「大館市はちくんパトロール隊」を結成し、登録した愛犬家に対し、毎日の散歩の際、少しだけ周囲に気を配り、いつもと違う異変（例えば、普段散歩中に会う人を数日見かけなくなった、散歩の際に見かけない人が道路で寝ている等）を見つけた場合、必要な機関へ通報を行うよう呼び掛けている。

「大館市見守り隊」と「大館市はちくんパトロール隊」の登録者を集めるにあたっては、地域おこし協力隊や、犬の散歩をしている市職員等のネットワークを活用し、長寿課が主体となって声かけを行った他、生活支援コーディネーターが日常生活圏域で実施する「住民による支え合い、互助意識の醸成」にかかる勉強会の活動において担い手を増やしている。

▶ 詳しくはP.53へ

また、現在行っている広報をさらに分かりやすく身近に感じる内容にブラッシュアップすることで、より多様な地域住民が高齢者見守り事業に興味を持ってくれる可能性があります。例えば、高齢者見守り事業に理解のある地域のキーパーソンや住民を通じて、取組や役割について広報をしてもらうことも、地域住民への波及効果につながります。

東京都 調布市

広報協力員の活躍

調布市では、地域に長年在住し、民生委員や自治会関係者、団地管理人を務めた経験がある等、地域に人脈がある人を中心に広報協力員（無償）として任命し、地域住民との信頼関係のもとに地域包括支援センターとのつなぎ役を担ってもらっている。具体的には、広報協力員の所属するコミュニティごとに、団地管理組合、高齢者サークル、地区協議会での地域包括支援センターのPRや、地域包括支援センターの広報紙の掲示・配布等に協力してもらっている。また、広報協力員の周りで気になる人がいた場合は、必要に応じて地域包括支援センターにつないでもらう。

なお、地域包括支援センターと広報協力員が協力して、ケアラーカフェや介護予防の運動を行う場等、地域のつどいの場所を立ち上げ、継続的に実施する活動も行っている。さらに、地域包括支援センターと広報協力員とで、「コミュニケーション」「救急対応」「ごみ問題」といったテーマの研修会、ヤングケアラーや精神障害の勉強会、病院や特別養護老人ホームへの見学会等を行い、1年間の活動を振り返る会も開催し、高齢者の支援等について認識の向上を図っている。

市町村広報協力員は2年ごとの更新制で、8年間継続している人もいる。担い手には60-70代も多く、「明日は我が身」として高齢者の見守りへの意識を高めてくれている。

▶ 詳しくはP.50へ

さらに、地域の役に立ちたいという思いを持っている人は少なくありません。例えば、働くことに悩みを抱えた若者が就労等を目指すための支援を受けられる施設である地域若者サポートステーションや、こども・若者の居場所（こども食堂等）等に対して声かけを行い、高齢者見守りボランティア活動への協力プログラムを組むことで、若い世代にも高齢者見守りに興味を持ってもらうことができるかもしれません。もしくは、学生が授業の一環として行う探究活動・探求学習のテーマとして、高齢者見守り活動を扱ってもらえるよう、地域の学校に掛け合ってみるのも良い工夫であると考えられます。

なお、地域に乳幼児から大人、高齢者までの様々な世代の人が集まる多世代交流の場で、地域住民のつながりを作ることも、高齢者見守り活動に理解がある人の層を拡大することにつながると考えられます。

長崎県 佐々町

多世代型の「地域まるごとサロン」の展開

佐々町では、高齢者の地域サロンを多世代に拡大した「地域まるごとサロン」等の居場所づくりを展開している。その結果、こどもや子育て世代を含む多世代交流が促進され、住民のつながりが深まり、お互いの支え合いが増え始めるとともに、高齢者の活躍の機会にもつながった。また、高齢者の介護予防やこども・高齢者の見守りにもつながっている。

▶ 詳しくはP.41へ

Q11 どのような業種の民間事業者へ声を掛けると良いか

A

- **高齢者宅を訪問する民間事業者や、高齢者がよく利用する店を運営する民間事業者に声かけを行うことが効果的である**
- **すでに民間事業者との見守り協定等を結んでいる場合、特に高齢者に関する気づきの件数が多い事業者と同じ業種に焦点を絞って声かけを行うことも一案である**

高齢者の異変に気づく民間事業者を増やしたい場合、一般的には、高齢者宅を訪問する民間事業者（郵便・宅配・配食業者、水道・ガスの検針事業者、ガス・灯油の販売事業者等）、高齢者がよく利用する店を運営する民間事業者（スーパーマーケットやコンビニエンスストア、地元の商店街の小売店や、タクシー・公共交通機関等の運営事業者、銀行等の金融機関、接骨院等の施術所、理容・美容・クリーニング事業者等）に声かけを行うことが効果的であると考えられます。

また、すでに民間事業者との見守り協定等を結んでいる場合、特に高齢者に関する気づきの件数が多い事業者と同じ業種に焦点を絞って声かけを行うことも一案です。

秋田県大館市

行政内の他課等を通じて民間事業者と連携

大館市で行われている「大館市見守り隊」の活動には、地元の民間事業者に加え、市役所の水道課や市消防本部が参画している。水道課を通じてメーター検針を行う委託事業者と連携し、異変があった場合は委託先から水道課を経由し、「大館市見守り隊」の活動を取りまとめる長寿課へ連絡が入る体制となっている。

▶ 詳しくはP.53へ

また、ICTの技術を有する民間事業者や教育機関等に声をかけるのも一つの案です。すでに提供されている高齢者見守りに関するサービスを利用することはもちろん、新しいサービス開発や実証事業において連携できる可能性があります。なお、新規開発の場合、開発費用や初期の試用にかかる費用を民間事業者側が手配するケースもありますが、すでに商品化されているサービスを活用する場合は予算の確保を行いましょう。

三重県東員町

民間事業者と連携し、見守り用ICTサービス「eフレイルナビ」を開発・活用

東員町では、合同会社ネコリコ・中部電力株式会社・株式会社JDSC・明治安田生命保険相互会社と連携し、電力データとAIを使ったフレイルの検知システム「eフレイルナビ」を活用した、高齢者の見守りサービスを提供している。

合同会社ネコリコ・株式会社JDSCは「eフレイルナビ」のシステム開発、明治安田生命保険相互会社は利用希望者への事業説明とリスクの少ない方へのアプローチ、中部電力株式会社は電力データを受け取り、AIが解析の上、フレイルリスクを判定するためのスコアの算出を行った。

令和5年4月からは「eフレイルナビ」の活用が東員町の健康増進事業として正式に採択され、東員町健康サポートサービス事業（電力データとAIによるアウトリーチ型フレイル予防事業）が開始された。

利用者にとっては、見守りに際して何も生活を変える必要がないことが大きなメリットになっている。また、フレイルリスクをスコア化したデータをもとに利用者と会話できるため、利用者にとってもフレイルの危機が「自分ごと化」されやすく、地域包括支援センター等がよりスムーズに関わりを持てるようになった。

▶ 詳しくはP.59へ

沖縄県 宜野湾市

民間事業者と連携し、認知症の人等の見守り・捜索に資するサービス「ミママモライドシステム」を開発・活用

宜野湾市では、合同会社トキニライドと連携し、認知症等で道迷いのある高齢者を地域で見守る仕組み「ミママモライドシステム」を活用している。「ミママモライドシステム」は、認知症の人等が道に迷った場合、家族等のLINEや捜索用webページ、Google Mapを使いながら市町村・警察・協力団体と連携して捜索することのできるICTツールである。

他市町村の地域包括支援センターから合同会社トキニライドに対し、宜野湾市をフィールドとしてはどうかと提案があったことをきっかけに連携が実現した。

「ミママモライドシステム」導入以前、認知症等の高齢者の道迷いの捜索はマンパワーを総動員して対応していたが、ミママモライドのシステム導入により、効率良く捜索する体制が整った。また、ミママモライドの取組を通じて、地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察署等との情報交換・連携が密になり、円滑に事業を推進できる環境が構築できた。

なお、「ミママモライド」は、道迷いの捜索だけでなく、日頃の見守りツールとしての利用も可能であるため、利用者の家族に安心をもたらしている。「ミママモライド」の活用を通じて、認知症等で道迷いの可能性がある高齢者やその家族が抱く外出への不安を和らげることにより、外出委縮を防ぐ効果が期待できる。

▶ 詳しくはP.65へ

Q12 新たな民間事業者に高齢者見守り事業へ参加してもらうためには、どのような工夫を行うと良いか

A

- **民間事業者に対して認知症の人への対応方法等に関する情報提供を行ったり、民間事業者の負担軽減策を講じたりすることが必要である**
- **説明会の開催や訪問による協力依頼が効果的である**
- **活動を通じてCSR（企業の社会的責任）を果たすための活動に取り組めることをアピールすると良い**
- **地元紙・ローカルマガジン・ローカルTV局（CATV等）等の外部メディアを活用した広報も効果的である**

特に、高齢者見守り活動への参加経験がない民間事業者に声かけを行う場合は、例えば以下のような点に関する情報を共有することで、民間事業者の不安を軽減することが重要です。

- どのような情報（異変）があったときに連携を必要とするか
- 異変を発見した場合、どこに連絡すれば良いか（地域包括支援センター、自治体の担当部署、警察等）
- 事後に警察からの事情聴取等にどのぐらい時間がかかると想定するか

結果的に、連携協定等を結ぶところまで至らなかったとしても、見守りについて説明を行うことにより、民間事業者が業務の中で高齢者の異変に築いた際の対処スキルが向上すると考えられます。

なお、高齢者見守り事業に参画する民間事業者の数を増やすためには、民間事業者に対して、認知症の人等への対応方法や万が一の有事に遭遇した従業員の心のケアに関する情報提供を行ったり、民間事業者が高齢者の異変について連絡・通報を行った際の負担軽減策を講じたりすることも必要です。

民間事業者の中でも、特に地域住民に商品やサービスを提供している事業者は、日々の業務の中で、認知症の疑いがある方に対応する頻度が高いと考えられます。しかし、そういった民間事業者において必ずしも認知症サポーター養成講座等が実施されているとは限らず、対応に困っている場合も少なくありません。そういった場合には、例えば市町村等が、認知症の疑いがある人との接し方や見守りのポイントをまとめたツール等を用意した上で、民間事業者にアプローチを行うと、協力しやすいと考えられます。

また、高齢者見守りに関心はあるものの参画していない民間事業者からは、「高齢者の異変に気づき、消防や警察に連絡した場合、対応が行われるまで時間的拘束を受ける可能性があり、業務に支障が出やすい。また発見者の心理的な負担が大きい」という声が寄せられています。もちろん、生命に危険が及んでいる場合には警察・消防へ通報してもらうよう啓発する必要がありますが、必ずしもそうではない場合、自治体・地域包括支援センター等に連絡することで、従業員がすぐに業務に戻ることのできる仕組みを整えておくと、民間事業者の参画のハードルが下がるでしょう。

依頼方法としては、これから民間事業者との間で見守り協定を発足させる場合も、協定の拡大を目指す場合も、説明会の開催や訪問による説明を行うのが一般的です。その際は、まず、市町村の産業担当課、商工会議所等への説明・連携ができると新たな民間事業者の参画につながりやすいでしょう。また、現在参画している事業者の取組や体験談も、参加を検討している事業者にとって役立つ情報となります。

民間事業者への説明・協力依頼にあたっては、地域の事例等も交えて現状の課題や危機意識等を共有しつつ、民間事業者に負担なく事業へ参画していただくための工夫点を紹介し、活動を通じてCSR（企業の社会的責任）を果たすための活動に取り組めることをアピールすると良いでしょう。

さらに、高齢者見守り事業への参画が、民間事業者にプラスの影響をもたらす可能性についても触れられると、メリットを感じてもらいやすいと考えられます。これからますます高齢化が進む日本社会において、高齢者が安心して利用できるサービスを提供することは、民間事業者における売上の維持・向上の観点からも重要です。また、見守りの視点を持ちながら高齢者に対する接客を行うことで、高齢者のニーズを知ることができ、新しい事業の創出等につながる可能性もあります。

沖縄県 宜野湾市

センサー設置にかかる民間事業者の負担感を減らすこと、積極的に依頼を行うことで協力事業者数を伸ばす

宜野湾市では、合同会社トキニライドと連携し、認知症等で道迷いのある高齢者を地域で見守るICTツール「ミマモライドシステム」を活用している。高齢者の位置情報を感知するセンサーを民間事業者、公共施設、自治会が所有する自動販売機や建物内に設置している。

宜野湾市では、市町村担当者が市内の民間事業者に対して地道に事業への協力依頼を行った結果、2024年現在、約100の民間事業者の協力を得て160台のセンサーを設置している。

また、事業への参画にあたって民間事業者が行う作業は、センサーをコンセントに挿すか自動販売機内に設置することのみであり、民間事業者の負担金額は電気代のみであることもスムーズな事業参画につながっていると考えられる。

▶ 詳しくはP.65へ

すでに行っている事業の広報を行う場合は、チラシや市町村の広報誌等に加え、地元紙・ローカルマガジン・ローカルTV局（CATV等）等の外部メディアをうまく活用し、民間事業者も事業に参画していることを紹介できると良いでしょう。

秋田県 大館市

多角的な広報により協力事業者が増加

大館市では、近年、民間事業所側から「大館市見守り隊」参画に関する申し出が多くなっている。その背景には、市の広報誌への掲載、行政窓口でのチラシ設置等の広報活動の他、年1回行われる「大館市見守り隊」の連絡会が地元の新聞記事に掲載される等の多角的な広報があると考えられる。

▶ 詳しくはP.53へ

② 見守りの担い手と日常的・定期的につながる

Q13

見守りの担い手と日常的・定期的につながるためにはどのような工夫が必要か

A

- **通いの場や自治会、地域の居場所等に顔を出す等の地道な活動を引き続き大切にするとともに、専門職を中心とする会議に地域住民も参加できる体制にする**

高齢者見守りネットワークを効果的なものにするためには、見守り「アンカー」である地域包括支援センターや市町村が日常的・定期的に見守り「センサー」である地域住民、地域組織や民間事業者等とつながり続け、情報の集約先として認識してもらうことが重要です。

一方で、通いの場や自治会、地域の居場所等に顔を出す等の地道な活動も大切です。さらに、例えば地域ケア会議等、専門職を中心とする会議に地域住民も参加できる体制にすることで、連携を深めることも効果的であると考えられます。

東京都 調布市

地域住民の地域ケア会議への出席

調布市の地域ケア会議は、地域包括支援センターを中心にして、高齢者見守り活動を行う地域住民や医療・介護関係者が一堂に会し、地域課題をテーマにグループワークを行う形をとっている。テーマは、感染症対策、コロナ後の地域社会活動の復活、防災、認知症高齢者等多様である。

地域ケア会議を行う際は、民生委員に加え広報協力員（地域住民との信頼関係のもとに地域包括支援センターとのつなぎ役を担う地域住民）や地域の関係者（老人クラブ関係者、自治会会長、マンション管理人等）にも案内を行い、出席してもらっている。全体の参加者は約40～50人で、地域の関係者と医療・介護関係者で半々程度である。そのうちケアマネジャーの参加者は約20人で、近年は地域の薬局勤務の薬剤師の参加も増えている。今後も、様々な職種、住民の方に積極的に参加してほしいと考えている。

なお、いわゆる困難ケースについては、関係者会議（地域ケア個別会議に相当する会議）を別途実施している。

▶ 詳しくはP.50へ

長野県 駒ヶ根市

地域住民の地域ケア個別会議への出席

駒ヶ根市では、各区の地域住民が務める第2層生活支援コーディネーターも地域ケア個別会議に参加している。具体的には、認知症・独居高齢者の生活支援について話し合ったり、道迷いにより行方不明になった高齢者が無事保護された事例をもとに、認知症の人を通いの場をはじめとする地域で見守るにはどのような体制が必要かを検討したりしている。

▶ 詳しくはP.44へ

③ 見守りの担い手同士をつなげる

Q14 見守りの担い手同士をつなげるためには、どのような工夫が必要か

A

- **高齢者見守りに興味を持つ地域住民や連携している民間事業者、行政、その他関係機関との間で、定期的に連絡会や勉強会を設ける**

高齢者見守りに興味を持つ地域住民や連携している民間事業者、行政、その他関係機関との間で、定期的に連絡会や勉強会を設けることが効果的です。日頃の疑問点・不明点を解決できる機会を設けることにより地域住民や民間事業者の負担感の軽減を図ることができる他、交流を促進することが、民間事業者参画のインセンティブになる可能性もあります。

また、連絡会・勉強会等の開催にあたっては、負担が大きくなりすぎない範囲で民間事業者に通報や異変発見時の対応等について事例発表等を依頼すると見守りに対する認識の向上を図ることができます。

秋田県 大館市

大館市見守り隊連絡会における事例報告

大館市では、連携する民間事業者が年に一度集う連絡会で事例発表を行っている。具体的には、通報件数が多い事業者が実際にあった対応事例を報告し、見守りの際の観察ポイント等を共有する形をとっている。

令和5年度の連絡会における事例発表では、通報実績の多い米穀店（灯油配達も行っている事業者）が発表を行った。他の事業者からは、どのような点に気をつければ事例のような発見が出来るのか?という質問が寄せられ、事業者間での情報共有が地域全体の高齢者見守り活動の活性化につながってきている。

▶ 詳しくはP.53へ

埼玉県
所沢市

トコロみまもりネット連絡会の開催

所沢市の「トコロみまもりネット」では、事業参画している新聞配達や配食サービス、ごみ収集等の協力事業者、町内会、民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター等が集まり、活動に関する情報共有をする連絡会を開催している。協力を申し出る事業者には、事前に会議への出席や謝金についての説明をして、参画してもらうようにしている。

「トコロみまもりネット」の連絡会は、見守り支援の情報共有の場であると共に、参画事業者同士の交流を通じてモチベーション維持や活動への不安払しょくにつながる機会となっている。

▶ 詳しくはP.56へ

フェーズ3：
高齢者見守り事業・取組の評価

高齢者見守り事業・取組の評価とは、現状の見守り活動が機能しているか、客観的に振り返り、点検することです。定期的に評価を行い、その結果にもとづき見直しを図ることがそのねらいです。そのため、振り返りが行えるよう、事業の見直しを3年後、5年後等に設定の上、毎年評価を実施しましょう。

① 評価の進め方

Q15 高齢者見守り事業の評価はどのように進めたら良いか

A

- **評価の出発点としては、高齢者見守り事業や取組の基盤となる枠組み、すなわち自治体等の計画の中で、高齢者見守りの事業や取組がどのように位置付けられているかを確認する**
- **高齢者見守り活動は、孤独死・孤立死の防止といったことが、目的の一つであり評価の視点にもなる。日常的な高齢者見守り活動の評価は、活動がいかに機能しているかを統計等から把握し、その結果を関係者で共有した上で活動の見直しにつなげていく**

高齢者見守りの事業や取組を効果的に機能させるためには、個別の取組が「高齢者見守り地域ネットワーク」の基盤となる枠組みとしっかり結びついていることが大切です。行政と地域包括支援センター、ネットワークを支える様々な主体が、理念、目的、目標を共有し、足並みを揃えて進めていかないと、せっかく張り巡らしたネットワークも、期待どおりに機能しなくなってしまいます。

大きな枠組みの中で、各取組の位置付けが明確になっていれば、高齢者見守り地域ネットワークが強固なものとなり効果を発揮します。そのため、事業や取組の評価においては、今一度、位置付けを確認し、それが明確でない場合は、関連付けを行っていくことが重要です。高齢者見守り活動の基盤となる枠組み上の位置付けを確認するためのチェックポイントは次のとおりです。

【位置付け確認のチェックポイント】

- ✓ **自治体が策定・推進している地域福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画において高齢者見守り活動の推進が明記されているか**
- ✓ **社会福祉協議会が策定支援を行っている地域福祉活動計画等に、見守り活動の推進が明記されているか**
- ✓ **地域包括支援センターの事業計画に高齢者見守り活動が明記されているか**
- ✓ **高齢者見守りに関する自治体の助成があるか、ある場合、計画・制度上どのように定められているか**
- ✓ **地域の自治会、団体、民間事業者等と、見守り活動協定等を結んでいるか**

高齢者見守り活動は、いかに孤独死・孤立死を防げたか、早期に異変を察知して支援ができたかといったことが目的の一つであり重要な評価の視点となりますが、日常的な高齢者見守り活動の評価としては、活動そのものがいかに機能し、活性化しているかを捉えていくことが重要です。高齢者見守りネットワーク内の見守り「センサー」の数や感度を把握できるデータを残し、統計化し、その結果を関係者で分析しながら、より良い活動へと見直していきましょう。

② 評価に用いる指標について

Q 16

高齢者見守り事業の評価に活用できる具体的な指標や指標活用の留意点を教えてほしい

A

- **実際に、全国の見守り活動で把握している実績や、成果を測る指標として用いられているものを分類・例示すると以下の項目が挙げられる**
- **指標は、必ずしも定量的なものである必要はなく、取組の有無や事例の収集等も成果の把握に役立つ**

（ストラクチャー指標）

- 警察・消防が把握している孤独死・孤立死者数や異変発見が遅れた一人暮らし高齢者数等の行政や地域への情報提供状況
- 福祉マップによる見守りが必要な人の見える化の状況
- 災害時要援護者の把握（災害時要援護者名簿の作成や配布が行われているか）と個別避難計画の作成・活用状況
- 見守り活動取組数
- 地域の活動（サロン、認知症カフェ、健康づくり体操活動、移動販売等）における見守り機能の有無
- デジタルツールによる見守り活動の有無

（プロセス指標）

- 見守りの担い手数（取組団体数、参画事業者数、手挙げ者数、支援者数、パトロール隊登録者数）
- 地域ネットワーク情報交換会開催回数
- 支え合いマップづくり自治会数
- 見守り活動に関するPR（広報・啓発）活動の実施回数
- 気になる世帯に関する見守り関係者からの相談件数
- 見守りセンサー設置数、設置地域

（アウトプット指標）

- 見守り対象者数
- 見守り異変通報件数、通報件数、見守り連絡数
- 見守りタグ利用者数

（アウトカム指標）

- 一人歩きにより行方不明となった高齢者の発生件数および保護件数（平均発見日数等を含む）
- 孤独死・孤立死者数
- 介入によるフレイルリスクスコア改善者数

例えば、上記に挙げた「見守り異変通報件数」は、新たな見守り活動が導入されスムーズに動きだしたり、そこに参加する地域住民の数が増えたりすると、一般的にはその件数が次第に増えていきます。見守り活動そのものが活性化して機能している状態であると評価して良いでしょう。

一方、同様の取組を数年継続して、件数が減ってきた場合は、この数字をどのようにとらえたら良いでしょうか。件数が減ったのは、見守りの必要のない元気な高齢者が増えたり、すでに高齢者が地域の関係者とつながり支援をうけている等により、異変そのものが減ったりしたことが要因かもしれません。必ずしも、見守り活動が何らかの事情で停滞し、異変の発見が減ってしまったという事態とは限らないため、背景や経緯について確認の上評価することが必要です。

指標の数値そのもので一概に取組を評価するのではなく、取組によってもたらされた変化の経路等を注意深く分析し、状況を評価することが重要です。例えば、見守り活動を支える地域の関係者の数は増えているものの、世代交代により「異変」に気づきにくい体制になってしまっており、通報件数が減ったといった状況が起きているのかもしれません。その場合、新たに活動に加わった地域住民へ活動内容の伝え方を工夫する等、改善を図っていく必要があります。評価指標を手がかりに、こうした活動内容の改善プロセスを繰り返していくことで、高齢者見守り体制をアップデートしていきましょう。

自治会・町内会が主体となって進める見守り活動であれば、まずは次のような指標を把握し、評価に活用していくのが良いでしょう。

- 自治会・町内会の加入率
- 民生委員・児童委員が把握している見守りが必要な人の数
- 災害時要援護者登録者数（手挙げ者数）
- 毎年・毎月の異変発見通報者数
- 孤独死・孤立死の発生件数

また、見守り体制の構築によって早期発見・早期対応につながった事例を時系列で記録しまとめておく等、定量的なデータでなくても分かりやすい形でまとめておくことが重要です。定性的な記録であっても、新たな協力者や庁内への説明等に役立つ場合があります。

事例

ページ番号	実施主体	テーマ	事業名（取組の名称）	市町村人口 高齢化率 面積	キーワード 地域に「見守りセンサー」を増やす工夫・「見守りセンサー」同士・「見守りセンサー」と「見守りアンカー」をつなげる工夫										専門職・専門機関と支援ネットワークを築くための工夫		
					高齢者（見守られる側）の参画を促す取組	民間事業者との連携	生活支援コーディネーターの参画	住民による取組	住民にとって分かりやすい広報	ICTの活用 見守りの感度を上げるためのICT	ICTの活用 プライバシーに介入しないためのICT	ICTの活用 見守る側の負担軽減に役立つICT	ICTの活用 情報共有を迅速にするためのICT	ICTの活用 情報の管理・運用のためのICT	住民と行政が一緒に参加する会議体の活用	見守り以外を主目的とする会議体の活用	広域連携
41	佐々町	地域ネットワーク情報交換会等の会議を活用した、多面的な情報収集	地域ネットワーク情報交換会 等	人口：1.4万人 高齢化率：29.0% 面積：32.26㎢			○	○							○	○	
44	駒ヶ根市	生活支援コーディネーター等の支えによる住民主体の取組の活発化	住民主体の通いの場の拡充（地域介護予防活動支援事業）、支え合いの地域づくり（生活支援体制整備事業）	人口：3.1万人 高齢化率：32.1% 面積：165.86㎢	○		○	○							○	○	
47	和木町	今あるつながりを生かした、当事者主体の見守り体制構築	生活支援コーディネーターによる地域づくり（生活支援体制整備事業）	人口：5,710人 高齢化率：29.5% 面積：10.58㎢	○		○	○							○		
50	調布市地域包括支援センターときわぎ国領	「困ったら包括へ」の意識を高めるため、地域包括支援センターのPR活動を推進	調布市見守りネットワーク「みまもっと」	人口：24万人 高齢化率：21.9% 面積：21.58㎢				○	○						○	○	
53	大館市	地域住民に、負担感少なく高齢者見守りへ協力してもらうための仕組みの創出	大館市見守り隊・大館市はちくんパトロール隊 等	人口：6.5万人 高齢化率：40.6% 面積：913.22㎢		○		○							○		
56	所沢市	地域住民、関係機関、民間事業者等による包括的なネットワークの構築	所沢市高齢者みまもりネットワーク事業（トコロみまもりネット）	人口：34.3万人 高齢化率：27.7% 面積：72.11㎢		○	○		○		○	○	○		○	○	
59	東員町	電力データとAI（eフレイルナビ）を用いたアウトリーチ型フレイル予防事業	東員町健康サポートサービス事業	人口：2.6万人 高齢化率：31.6% 面積：22.68㎢	○	○				○	○	○		○			
62	黒部市社会福祉協議会	対面でのつながりとICTを相互に活用した見守り体制の構築	くろべネット事業、くろべネットボタン事業	人口：3.9万人 高齢化率：32.6% 面積：427.96㎢		○				○		○	○		○		
65	宜野湾市	認知症等の高齢者やその家族が抱く外出への不安の緩和	みまもり自販機（ミマモライドシステム）	人口：10万人 高齢化率：21.1% 面積：19.80㎢		○			○	○		○	○			○	○

長崎県 佐々町

多世代包括支援センターを中心とした高齢者見守りの取組
―地域ネットワーク情報交換会等の会議を活用した、多面的な情報収集―

●令和4年に「多世代包括支援センター」を新設し、高齢分野の地域包括ケアから多世代の地域包括ケアへ取組を発展させている。
●民生委員を中心に地域住民が見守りを行う体制づくりができたことで、多世代包括支援センターの機能強化につながっている。

キーワード

地域住民との間の会議体の活用、分野横断的な会議体の活用、民間事業者との連携、生活支援コーディネーターの参画

自治体の基本情報

人口	13,912人	高齢化率	29.0%	75歳以上人口の割合	15.3%	地域包括支援センターの数	1か所	日常生活圏域数	1

生活支援コーディネーターの所属	佐々町多世代包括支援センター
自治体の課題	●介護保険制度開始当初や、地域包括支援センターが立ち上がった当時は、要介護認定率は高く、介護保険料は県内で1番高い状況であった。 ●高齢化率が高まるに伴い、認定率も保険料も高まる一方であったことから、解決に向けた独自の取組を行う必要があった。

佐々町の高齢者見守り体制

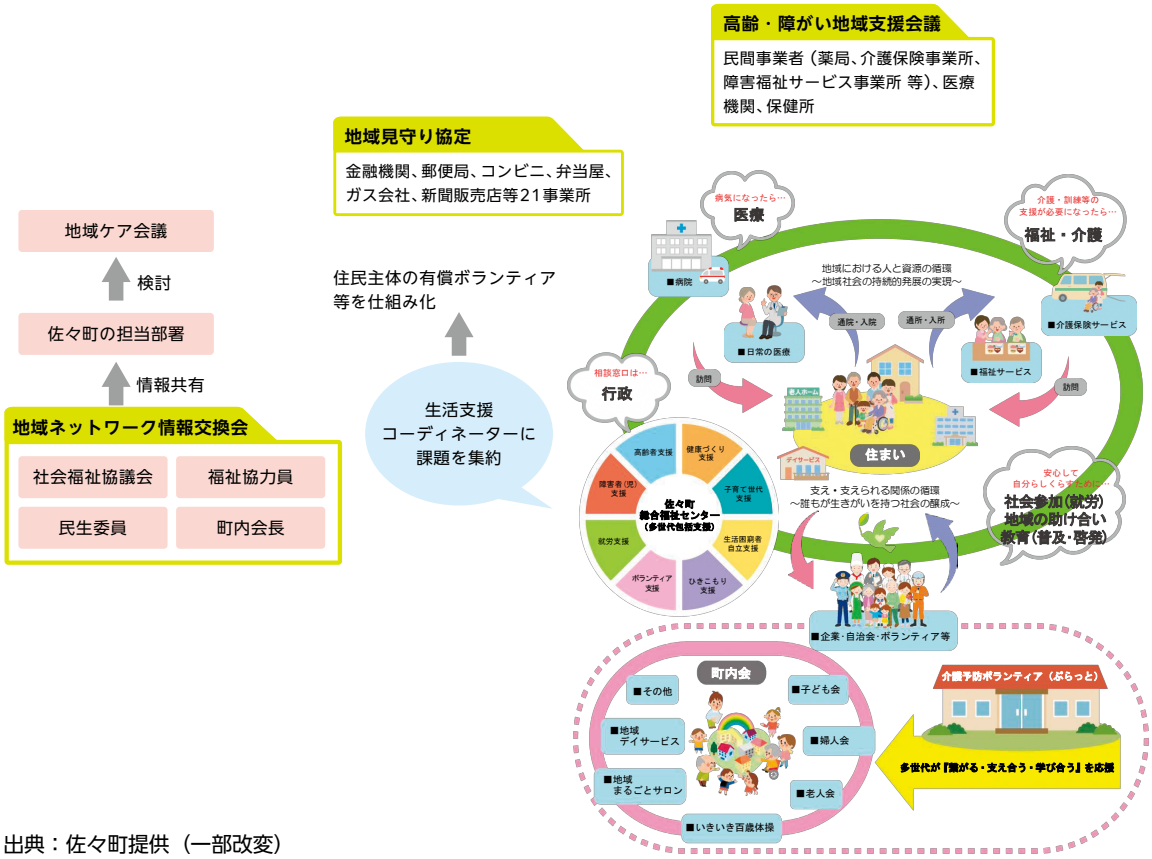

出典：佐々町提供（一部改変）

事業の基本情報

対象者および およその対象者数	595人（介護認定者数）
利用人数	住民同士の自然な見守りが多いため、把握していない
実施主体	多世代包括支援センター
見守り協力者のおよその人数（事業者数）ならびに内訳	21事業所（地域の金融機関、郵便局、コンビニ、弁当屋、ガス会社、新聞販売店等）
財源	●特別な予算措置はない（職員の人件費分のみ）
取組開始当時の課題・取組経緯	●サロンに介護予防の要素を取り入れ高齢者が楽しめる活動へと改善を図ると共に、町内の32自治会と地域ネットワーク情報交換会を10年来続けてきた。現在の活動は、地域包括支援センターが地区回りをして挙がってきた声から生まれた。

取組概要	●生活支援コーディネーターを中心に、職員7人で32地区を担当する地区担当制を設け、地区担当職員が補助的な立ち位置で地区の課題を吸い上げ、生活支援コーディネーターに集約を行っている。 ●地域包括支援センター職員が町内の全自治会を回り、地域ネットワーク情報交換会を開催している。地域ネットワーク情報交換会を10年以上続けてきたことで、現在は、32の自治会ごとに1つの地域包括支援センターがそれぞれあるかのように、民生委員を中心に地域住民が見守りを行う体制づくりができている。 ●日常生活のちょっとした困りごとに対して地域住民が有償ボランティア（ボランティアポイントもあり）として生活支援をする体制を構築しており、一度支援者として入った方が家族のように毎週支援に入ることも多く、見守り活動にもつながっている。 ●地域の金融機関、郵便局、コンビニ、弁当屋、ガス会社、新聞販売店等21事業所と地域見守り協定を締結している。
支援フロー	●地域ネットワーク情報交換会で挙がった課題については、その都度町役場の担当部署に情報提供を行っている。月1回程度の頻度で行う、地域ケア会議にて、課題解決を図っている。
会議体の活用状況	**【地域ネットワーク情報交換会（平成23年～）】** ●地区関係者とともにその地域の強みや課題について情報交換を行っている。 ●地域ネットワーク情報交換会には社会福祉協議会も参加しているため、支援が必要な方を発見した場合には、スムーズに相談につなげることができている。

地域ネットワーク情報交換会の概要

開催頻度	各地区 （32地区）年1回	参加機関	町内会長、民生委員、福祉協力員、 社会福祉協議会等	単位	自治会 ごと

【地域支援会議】

●地域支援会議は、従来は高齢分野と障がい福祉分野でそれぞれ行っていたが、多世代包括支援センターへの変更に伴い、「高齢・障がい地域支援会議」という名称で分野を超えて連携を図っている。
●高齢・障がい地域支援会議には、行政の関係者の他に、約40事業所が参加している。

地域支援会議の概要

開催頻度	2か月に1度	参加機関	医療機関、薬局、介護保険事業所、 障がい福祉サービス事業所、行政関係（保健所）等	単位	全町

調整にあたって生じた課題や解決に向けた工夫	●個人情報の取扱いにあたっては、あらかじめ同意を得て作成している「避難行動要支援者名簿」を用いて、対象者ごとに具体的な支援体制の構築、共有を行っている。民生委員が先に地域を訪問し説明していることでスムーズな名簿登録につながっている。 ●庁内の連携強化にあたっては、複合的な課題を扱うケース会議によって事例を通じて情報を共有することで、他の部署が何を担当しているか、どのように動くことができるかを理解し、最終的には住民の幸福、住み良い地域づくりというゴールを共有できたことで、お互いの連携の重要性を認識することができた。
都道府県等から受けた支援	●特になし
取組前後の変化（実績・事例）	●地域ネットワーク情報交換会は当初は高齢者支援に関する情報共有の場であったが、近年は高齢者だけでなく、障がい者や複雑な課題を抱える世帯に関する情報も上がってくるようになり、地域の見守りの目が養われてきている。 ●高齢・障がい地域支援会議により、訪問に入っている事業所が早期発見した情報が上がりやすいことに加え、協力体制があらかじめ構築されていることから、早期対応ができる体制が整っている。介護事業者は介護サービスの利用者本人だけではなく、家族や近所の人にも気を配っており、家族や近所の人の早期発見、早期対応につながっている。 ●昨年から高齢者の地域サロンを多世代に拡大した「地域まるごとサロン」を展開している。高齢者だけでなく多世代交流を促進することで、住民のつながりの深まり、介護予防やこどもの見守りにもつながっていることに加え、社会教育の場にもなっている。
高齢者・家族等にとっての利点	●医療機関側と連携し、事前に患者の生活環境や周囲のサポートに関する情報を共有することで、高齢者の在宅復帰が可能になったケースがある。
自治体・地域包括支援センター等にとっての利点	●民生委員を中心に地域住民が見守りを行う体制づくりができたことで、多世代包括支援センターの機能強化につながっている。
高齢者見守り地域ネットワーク構築上の課題・今後の展望	●町内会は地域の見守り活動を進める上で重要な基盤となるが、町内会離れが進行してきていることが課題である。行政からも町内会に入るメリットを伝えていきたい。 ●民間の21事業所と地域見守り協定を結んでいるが、今後は商工会や民間の事業者と具体的につながる機会を年に数回作りたい。

地域ネットワーク情報交換会の様子

高齢・障がい地域支援会議の様子

出典：佐々町提供

長野県 駒ヶ根市

住民主体の通いの場の拡充
―生活支援コーディネーター等の支えによる住民主体の取組の活発化―

●地区ごとに第2層生活支援コーディネーターを配置し、きめ細やかな活動を実現している。
●地域住民が第2層生活支援コーディネーターを務めることにより、地域と行政・社会福祉協議会とのつなぎ役となり、地域課題の把握や課題解決に向けた動きにつながりやすくなった。
●通いの場を立ち上げることができ、見守り・相談・ケア等多機能的な要素を有する支え合い拠点に発展した。
●運営にあたって、各地区に委託費を準備し、市の職員が1地区ごとに回って説明をした結果、住民の主体性を引き出すことに成功した。

キーワード

住民と行政が一緒に参加する会議体の活用、住民による取組の活性化（ボランティアの活用）、生活支援コーディネーターの参画、見守り以外を主目的とする会議体の活用

自治体の基本情報

人口	31,497人	高齢化率	32.1%	75歳以上人口の割合	18.9%	地域包括支援センターの数	1か所	日常生活圏域数	1

生活支援コーディネーターの所属	第1層：社会福祉協議会・NPO法人地域支え合いネット　計2人 第2層：各地区1人、計16人（各地区の区長や民生委員等、地区内での人とのつながりがある人が多い）
自治体の課題	●令和22年までは高齢者人口が増加する見込みである。 ●介護認定の原因疾患としては、要支援はフレイル関連疾患（関節疾患等）、要介護は認知症が多い。 ●担い手の高齢化・人材不足

駒ヶ根市の高齢者見守り体制

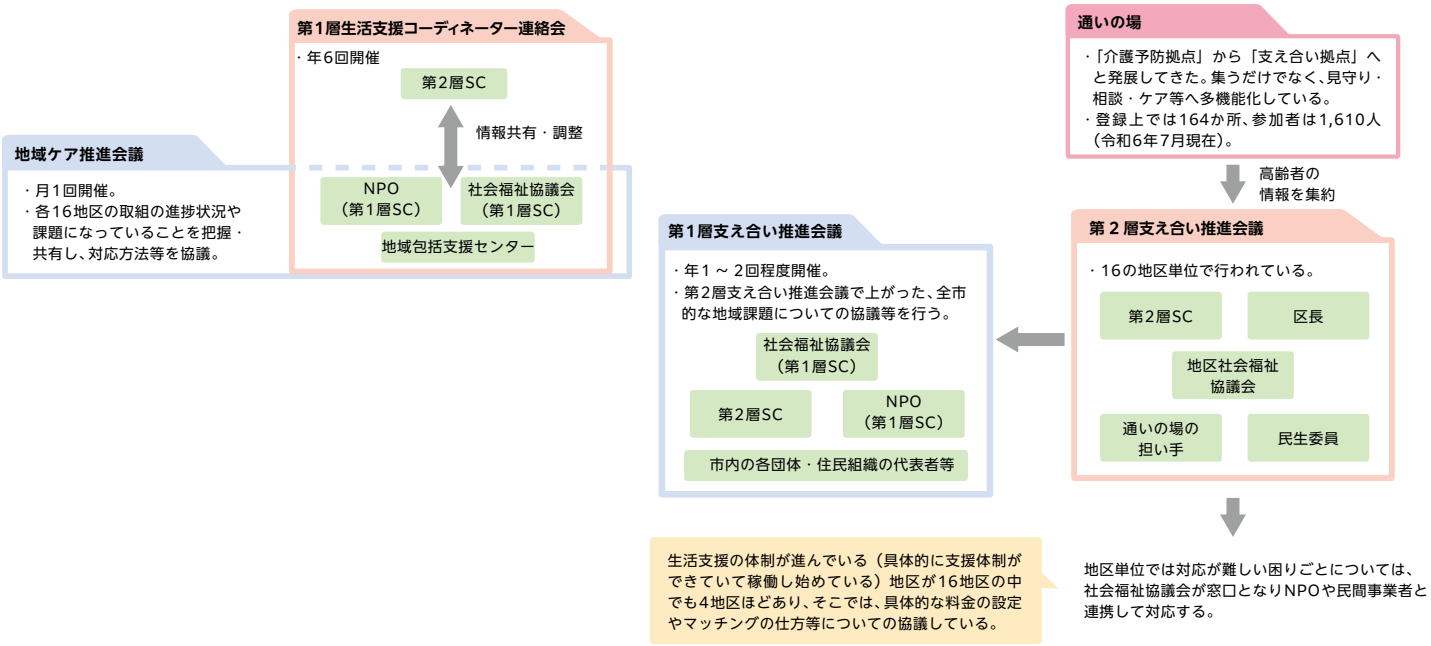

事業の基本情報

対象者および およその対象者数	約9,704人　※令和6年4月1日現在　在宅高齢者数
利用人数	1,610人（通いの場参加者実人数　令和6年7月現在）
実施主体	住民主体の通いの場
見守り協力者のおよその人数（事業者数）ならびに内訳	通いの場の参加者1,610人（通いの場参加者実人数　令和6年7月現在）を「担い手」「参加者」に分けて把握することはしていないため、「協力者」の人数は不明。
財源	●通いの場の財源は、一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業であり、1地区当たり、6万円/年の補助金と、1人当たり50円の加算（延べ参加者数）を各地区に対する補助金として支払っている（年2回）。第1層・第2層の支え合い推進会議の財源は生活支援体制整備事業であり、委託費は各地区基本額に高齢者の人口割り傾斜配分を加え支払っている。 ●第2層生活支援コーディネーターの報酬として、生活支援体制整備事業より規定の額を支払っている。
取組開始当時の課題・取組経緯	●高齢者の見守り体制を充実させる上では、人と人とがつながり、継続的な取組とするための通いの場の拡充と、すでに進行している福祉人材の不足に対応するために、地域の担い手を充実する必要があった。

取組概要	**【住民主体の通いの場の拡充（開始年月：平成28年度）】** ●「介護予防拠点」としての通いの場から「支え合い拠点」へと発展してきた。集うだけでなく、見守り・相談・ケア等へ多機能化している。通いの場は登録上では164か所、参加者は1,610人（令和6年4月現在）となっている。開催頻度は、登録条件として最低月1回実施することとなっているが、多いところでは毎週1回開催している場所もある（約30か所）。
異変発生時の対応の流れ	●通いの場に集まる高齢者の情報を支え合い推進会議に集め、困り事等の問題があれば社会福祉協議会や行政、第1層生活支援コーディネーターで対応するようにしている。
会議体の活用状況	●意識して重層的な体制構築を目指し、各会議体に、地域包括支援センター及び社会福祉協議会の担当者や生活支援コーディネーターが参加しており、各会議にて、様々な情報交換がされていることにより、それぞれの場で把握された情報が漏れなく共有されるようになっている。 ●第1層支え合い推進会議 会議では、第2層の支え合い推進会議で上がった、全市的な地域課題についての協議等を行っている。

第1層の支え合い推進会議の概要

開催頻度	年1～2回	参加機関	地域包括支援センター、市社協の担当者、第1層・第2層コーディネーター、市内各組織の代表（区長、地区社協会長、高齢者クラブ等）等	単位	全市

●第2層生活支援コーディネーター連絡会

第2層生活支援コーディネーター連絡会の概要

開催頻度	年6回	参加機関	地域包括支援センター、市社協の担当者、第1層・第2層コーディネーター	単位	全市

●第2層支え合い推進会議

第2層の支え合い推進会議の概要

開催頻度	地区によって異なるが、市からの委託契約上、年4回以上開催が条件となっている（全体で年に130回程度開催）	参加機関	主に第2層のコーディネーター、区長、地区社協の会長、通いの場の担い手議員、民生委員等	単位	地区

●地域ケア推進会議
各16地区の取組の進捗状況や課題になっていることを把握・共有し、対応方法等を協議している。

地域ケア会議の概要

開催頻度	月1回	参加機関	地域包括支援センター、社会福祉協議会、NPO	単位	全市

●その他、生活支援の体制が進んでいる（具体的に支援体制ができていて稼働し始めている）地区が、16地区の中でも4地区ほどあり、そこでは、具体的な料金の設定やマッチングの仕方等について協議している。

調整にあたって生じた課題や解決に向けた工夫	●重層的な体制構築を目指しスタートしたが、当初は、行政がやるべき役割を地域にさせるといったイメージや、何か問題があった時の懸念等を理由に、担い手から反発があった。しかし、委託費を準備し、市の職員が地区ごとに回って説明をした結果、徐々に地域の理解も進んだ。
都道府県等から受けた支援	●以前は生活支援コーディネーターが交代するタイミング（2年に1度）で研修会を実施していたが、今は特にない。
取組前後の変化（実績・事例）	●今では認知症の人や要介護認定を受けている人でも通いの場で受け入れるような体制になった。 ●通いの場で認知症の人や要介護認定を受けている人と共に活動する機会が増えることで、担い手からも、「いつか自分たちも行く道だから」と、支え合い活動に対する理解を得られるようになってきた。
高齢者・家族等にとっての利点	●認知症の人や脳卒中の後遺症がある人も通いの場に参加し続けられるよう、地域の人がチームとなってお互いに支え合うという動きが見られ始め、本人たちの活動の機会の確保、そして家族の介護負担軽減につながっていったというケースもあった。 ●ある独居男性は、脳卒中後遺症の影響で閉じこもり気味の生活を送っていたが、週1回の通いの場に参加し始めてから心身の状態が改善し、通いの場の参加者のリーダー的役割を担うようになった。また、支え合い活動の担い手による外出の付き添いや見守りの中、積極的に外出するようになった。 ●60 ～ 70歳代の男性が送迎等の担い手として活躍しており、これまで地域内での活動が少なかった男性にとって役割、生きがいを持てる場となっている。
自治体・地域包括支援センター等にとっての利点	●第2層生活支援コーディネーターは地区の人や資源を熟知しており、地区の強みを活かした支援体制の構築を進められている。 ●第1層生活支援コーディネーターが第2層生活支援コーディネーターをフォローする体制であり、地区内で解決できない課題は社会福祉協議会につなげ解決を図るという多層的な支援体制の構築を進められている。
高齢者見守り地域ネットワーク構築上の課題・今後の展望	●担い手の高齢化・人材不足 ●生活に密着した業種（JAや家事代行業者、清掃業者等）や商工会、ライオンズクラブ等へ連携に向けて、徐々に関係構築が進んでいるが、具体的な取組には至っていない。 ●全国社会福祉協議会が取り扱っている送迎ボランティア保険に入っている地区（地域の予算で賄っている）と入っていない地区（送迎者が自身の保険で対応している）がある。後者の場合、事故が起きた場合に保険料が上がってしまう可能性がある。

通いの場の様子

出典：駒ヶ根市提供

山口県 和木町

生活支援コーディネーターによる地域づくり
―今あるつながりを生かした、当事者主体の見守り体制構築―

●自治会での支え合いマップづくりを通じて共有された課題を、必要に応じて民生委員や地域包括支援センターに共有し、見守り支援を拡充している。
●自助マップづくり等を通じて「助けられ上手」を増やし、当事者主体の見守り体制を構築している。
●民生委員と町が密に連携することで、ケースの困難化を防ぎ、町や地域包括支援センターの負担を軽減することにつながっている。

キーワード　民間事業者との連携、住民と行政が一緒に参加する会議体の活用、住民による取組の活性化（ボランティアの活用）、生活支援コーディネーターの積極的な参画

自治体の基本情報

人口	5,710人	高齢化率	29.5%	75歳以上人口の割合	16.0%	地域包括支援センターの数	1か所	日常生活圏域数	1

生活支援コーディネーターの所属	地域包括支援センター・社会福祉協議会（第1層・第2層を明確に分けていない）
自治体の課題	●役場が地域に出向いて住民と協業して何かをする風土がなかったため、取組開始当初は、住民を巻き込んで地域の見守り体制を構築する方法が分からない状況であった。 ●当事者の声を反映した当事者主体の見守り活動を行うには、生活支援コーディネーターの活動を考える上での単位として標準的な第1層・第2層・第3層よりもさらに重層的に取り組む必要性を感じていた。 ●昔ながらのつながりが残り、高齢者のつながりはあるものの、その下の世代とのつながりはなく、またより広い範囲でのつながりが持てていなかった。

和木町の高齢者見守り体制

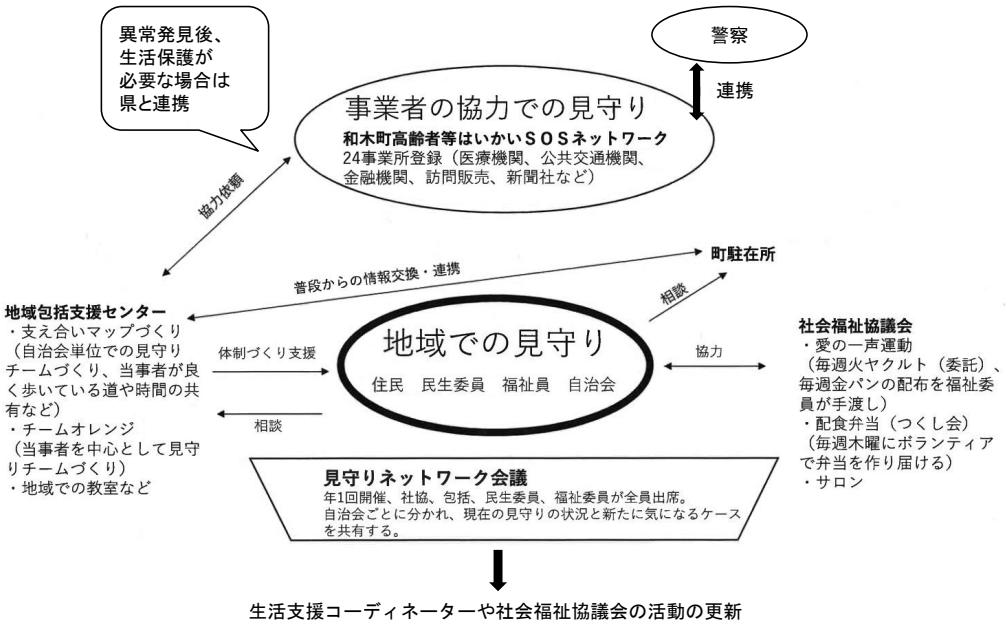

出典：和木町提供（一部改変）

事業の基本情報

対象者および およその対象者数	事業対象者（高齢独居世帯：365世帯、高齢夫婦世帯302世帯（令和2年現在）） 要介護認定者数（293人（令和6年9月現在））
利用人数	自然な見守り合いが多いため、把握していない
実施主体	和木町地域包括支援センター・社会福祉協議会
見守り協力者のおよその人数（事業者数）ならびに内訳	自然な見守り合いが多いため、把握していない
財源	●総合事業における生活支援体制整備事業の委託費を活用している。 ●愛の一声運動で配布する飲料は、和木町から社会福祉協議会への受託事業であり、ヤクルトとの提携により本人負担なしで提供ができている。 ●防災、認知症関連等の講座は、民間事業者（ヤクルト、明治安田生命）の好意で、年間に10件以上サロンで無料で実施されている。
取組開始当時の課題・取組経緯	●今ある高齢者のつながりの場を継続させると共に、その下の世代のつながりの場を創出したいと考えた。 ●組織としての活動のさらに下層にある地域の小さなつながりを活かしながら、当事者主体の見守り体制を構築する必要性を感じた。
取組概要	●地域での見守りは、自治会、民生委員を主とする町内の人々、福祉委員を中心に行っており、地域包括支援センター（生活支援コーディネーター）は、その体制づくりを支援している。 ●一般的な生活支援コーディネーターの第1層・第2層・第3層の下に、ご近所層（第4層）、当事者層（第5層）を加えた細やかなレベルで捉えて様々な活動を行っている。 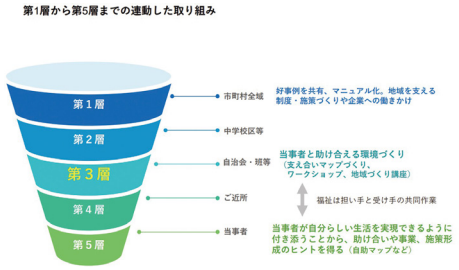 出典：和木町提供 **【支え合いマップづくり（開始年月：令和元年度）】** ●見守り体制づくりを目的に、地域包括支援センターが中心となって住民と協働して実施している。 ●地域のことを良く知っている自治会の人々を巻き込み、課題等の情報共有をしてもらうことで、見守り支援につなげている。支え合いマップづくりもこの一環で行っており、必要に応じて民生委員、その先の地域包括支援センターへつなぐ。小さな町であるため、連携は図りやすい。 **【自助マップづくり（開始年月：令和4年度）】** ●当事者主体の見守り体制づくりのため、地域包括支援センターが中心となって高齢者等と協働して実施している。 ●取組を通じて、「助けられ上手」を増やしたいと考えている。ボランティアを増やすことより、「助けられ上手」を増やすことで助け合いが始まり、見守りもしやすくなると期待している。 **【チームオレンジの活動（開始年月：令和4年度）】** ●和木町独自型のチームオレンジとして既存サロンをベースに認知症の方の見守りを行っている。 **【民間事業者・地域活動支援センターと連携した取組（開始年月：昭和60年）】** ●社会福祉協議会が中心となり、ヤクルトと連携した見守り活動「愛の一声運動」と給配食のボランティアグループと連携した独居高齢者への配食を実施している。
異変発生時の対応の流れ	●和木町高齢者等はいかいSOSネットワークとして、町内にある銀行、郵便局、新聞社等の事業者と、あらかじめ協力協定を結び、高齢者等の一人歩き等の際に連携して対応している。 ●警察とも連携し、町内外で見守りの情報交換を密に行いながら対応する。 ●異常事態の発見後、支援体制構築にあたって生活保護が必要な場合は、担当が県に委託する。
会議体の活用状況	●見守りネットワーク会議 社会福祉協議会が主催。会議では、自治会ごとに分かれて、現在の見守り状況と新たな気になるケースを共有し、生活支援コーディネーターの活動や社会福祉協議会の事業の更新につなげている。

見守りネットワーク会議の概要

開催頻度	年1回	参加機関	社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員、福祉委員	単位	全町

調整にあたって生じた課題や解決に向けた工夫	●役場が地域に出向いて住民と協業して何かをする風土がなかったため、取組開始当初は、住民を巻き込んで地域の見守り体制を構築する方法が分からない状況だったが、事例等を検索して、支え合いマップづくりに取り組んだ。 ●住民とともに行った支え合いマップづくりは、住民流福祉総合研究所（所在地：埼玉県毛呂山町）にアドバイザーを依頼しながら進め、マップ作成時にも同席してもらった。総合事業の生活支援体制整備事業の委託費を活用した。
都道府県等から受けた支援	●県が実施する生活支援コーディネーターの研修や交流会を活用した。他自治体の事例等を分析し、和木町独自のやり方に反映させている。
取組前後の変化（実績・事例）	●『助けられる』ということを、迷惑をかけられないからという理由で遠慮される方が多かったが、活動を通して『助けられ上手さん』がいることで、地域の助け合いが始まっていくことを知り、「困った時は助けてと言えるようにしたい」等、考え方を改める方が増えた。『助けられ上手さん』が増えると、自然と助け合いが生まれる地域になっていく。
高齢者・家族等にとっての利点	●自治会内で困りごとを抱えている人や、気になる人がいた時は、民生委員に情報が集約される等、良好なネットワークが作られている。民生委員と役場との連携も密であり、即対応をして事態の悪化を未然に防ぐことができるのは、小さい町の強みである。 ●自助マップづくりは、支援対象者自身が望む生活にいてもらうツールとして活用している。支援が必要になった現状をマイナスに捉えるのでなく、今あるつながりや自身の強み等を活かして、自分らしく生きる大切さを伝えることにより、支援対象者の活力活性化を促している。
自治体・地域包括支援センター等にとっての利点	●民生委員と町が密に連携することで、ケースの困難化を防ぎ、町や地域包括支援センターの負担を軽減することにつながっている。
高齢者見守り地域ネットワーク構築上の課題・今後の展望	●21の自治会のうち年間で訪問できるのは2 ～ 3か所となっている。支え合いマップの拡充のためにも、年間の訪問数をもう少し増やしていきたい。また、担当者の人数を増やせると、マップづくりを含めた支援を拡充できると思う。 ●今ある高齢者のつながりの場を継続させると共に、その下の世代とのつながりの場を創出したい。 ●高齢者の生きがいづくりとして、例えば畑作業を高齢者がこどもに教える等の交流機会を創出しながら地域を元気にする取組も、見守り活動で情報収集の上行いたい。 ●小さい町ならではの課題だが民間事業者との連携にあたって、町内の事業者を差し置いて他市町村の事業者と連携することは難しく、気を遣うところである。

自助マップのワークシート例

※詳細は令和6年度老健事業「高齢者の孤独・孤立対策や家族介護者支援に資する地域包括支援センター及び生活支援コーディネーターのネットワーク機能と地域における民間事業者の取組との連携による見守り活動等の充実に関する調査研究事業」報告書を参照

地域とのつながりを書き出してみよう

このような方とつながっていますか？	その人は誰？
① 日常的に見守ってくれる人	
② 緊急時に駆けつけてくれる人	
③ 困りごとを相談し合える人	
④ 民生委員	

あなたの「豊かさダイヤグラム」を作ろう

それぞれの項目について、５４３２１の順に、「最高に充足」「まあまあ充足」、「どちらとも言えない」「あまり充足していない」「全然充足していない」で採点する。□の中には、評価内容を記入する。

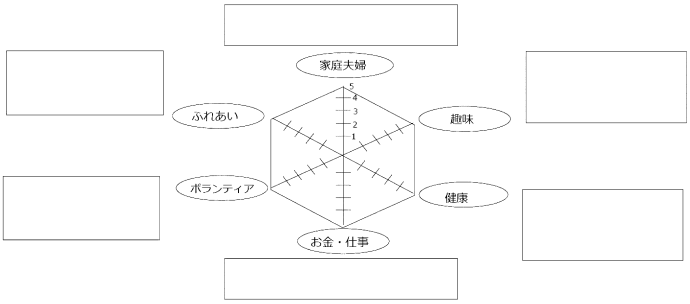

出典：和木町提供

東京都 調布市地域包括支援センターときわぎ国領

みまもっと

―「困ったら包括へ」の意識を高めるため、地域包括支援センターのPR活動を推進―

●元民生委員や自治会関係者、団地管理人等、地域での様々な活動経験がある人を広報協力員（地域ボランティア）として多数任命し、高齢者のSOSをキャッチする体制を強化

●広報協力員の存在によって、地域包括支援センターから住民への関わりがスムーズかつ迅速にできるようになり、負担軽減につながっている。

キーワード

住民と行政が一緒に参加する会議体の活用、住民による取組の活性化（ボランティアの活用）、住民にとって分かりやすい広報、見守り以外を主目的とする会議体の活用

自治体の基本情報

人口	239,582人	高齢化率	21.9%	75歳以上人口の割合	12.7%	地域包括支援センターの数	10か所	日常生活圏域数	8

生活支援コーディネーターの所属	社会福祉協議会が市内8つの地域包括支援センター（委託）がそれぞれ管轄する福祉圏域に1人ずつの地域支え合い推進員（第2層生活支援コーディネーター）を配置している。
自治体の課題	●築50年の約1,800世帯の大型団地である多摩川住宅を有する地域で、当時団地に入居した人が80代になっている。多摩川住宅の相談件数は全体の件数のうち約6割以上を占めている。 ●コロナ禍における感染症予防のための外出自粛により、高齢者の生活は大きく変化した。地域のイベントや高齢者の集う場が軒並み中止となり、住民同士が「集う」「話す」「見かける」機会の減少により、互いの生活は見えにくくなったため、情報不足や孤立化が加速し、また困っている高齢者への早期発見・介入ができず、問題の顕在化・深刻化の傾向がみられた。

調布市地域包括支援センターときわぎ国領管轄地区の高齢者見守り体制

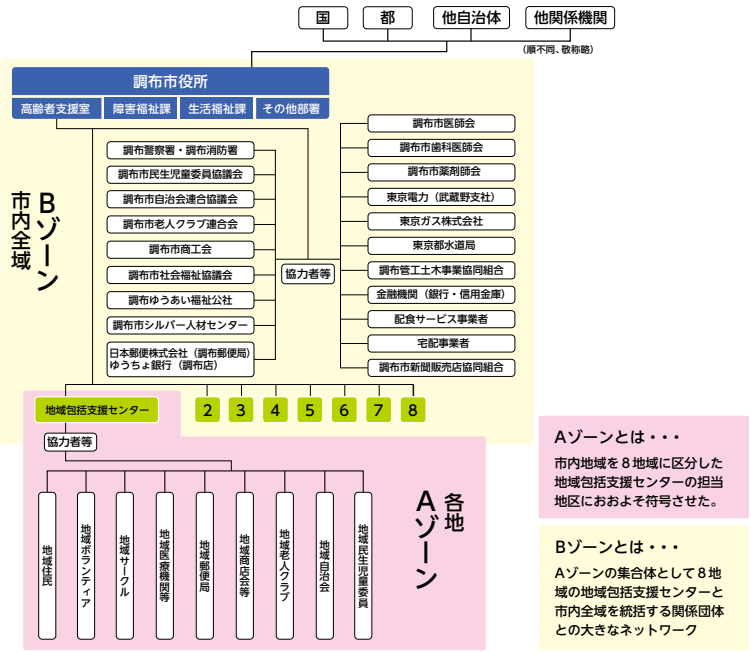

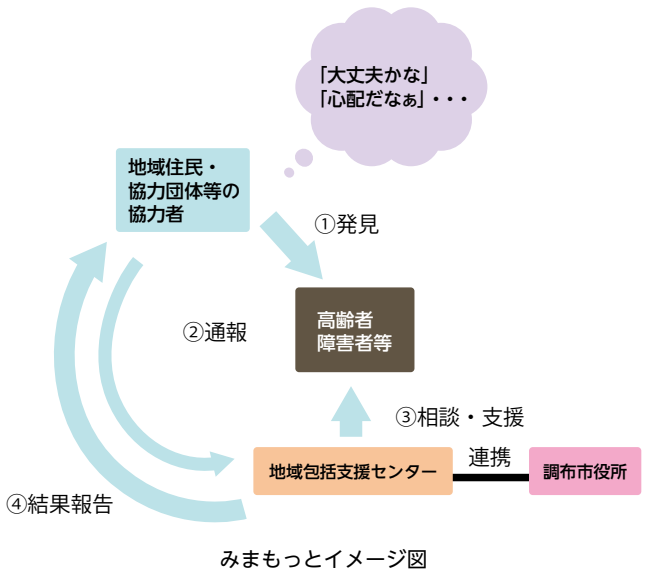

みまもっとイメージ図

出典：調布市地域包括支援センターときわぎ国領提供（一部改変）

事業の基本情報

対象者および およその対象者数	見守りネットワーク「みまもっと」は高齢者や要介護者に限定せず、全ての住民を対象者としている。
利用人数	見守りの通報を包括が受けた数は年間100件前後（令和5年度103件、令和4年度134件、令和3年度130件、令和2年度100件、令和元年度70件）。
実施主体	調布市地域包括支援センターときわぎ国領
見守り協力者のおよその人数（事業者数）ならびに内訳	近隣住民、民生委員、自治会、広報協力員、商店や銀行・郵便局等、地域における全ての住民と事業者
財源	●市の補助金を活用（調布市では全ての包括が社会福祉法人等に委託され運営しており、委託費にみまもっと事業に関する業務も含まれる）
取組開始当時の課題・取組経緯	●地域住民と地域包括支援センターのつなぎ役を担ってきた、広報協力員の活動がコロナ禍により難しくなった。

取組概要

【調布市見守りネットワーク「みまもっと」（取組開始：平成16年～）

●公共機関等78の団体・事業所が調布市と事業協定を取り交わし、見守り活動への参加・協力をしてもらっている。

●調布市が見守り協定を結んでいる企業・団体（警察署、消防署、水道、電気、ガス事業者、医師会、薬剤師会、歯科医師会、生命保険関係、証券会社、生協、スーパー等の小売関係、銀行、郵便局等）と、年に1回「Bゾーン会議」を開催し、日頃の見守り活動の協力依頼や、報告を行っている。地域包括支援センターのみまもっと担当8人も参加して、意見交換をしている。

Bゾーン会議の概要					
開催頻度	年1回	参加機関	調布市が見守り協定を結んでいる企業・団体、地域包括支援センターのみまもっと担当	単位	全市

●市内8か所の地域包括支援センターにみまもっと担当の常勤職員が各1人おり、地域住民や関係機関へのPR活動、出前講座の実施、地区協議会等への出席等、様々な活動を行い、地域における見守りネットワークの充実を図っている。

●市とみまもっと担当による「みまもっと連絡会」が2か月に1回開催されている。地域からの見守りの連絡を集計した「みまもっと通報」をみまもっと担当が毎月集計し、当会議で共有している。

みまもっと連絡会の概要					
開催頻度	2か月に1回	参加機関	調布市、地域包括支援センターのみまもっと担当	単位	全市

【広報協力員の活躍】

●地域に長年住み、元民生委員や自治会関係者、団地管理人等、ある程度その地域のキーパーソンを広報協力員として任命し、地域住民との信頼関係のもとに地域包括支援センターとのつなぎ役を担ってもらっている。

●地域包括支援センターと広報協力員が協力して、ケアラーカフェや介護予防の運動を行う場等、地域のつどいの場所を立ち上げ、継続的に実施している。

●広報協力員とは、「コミュニケーション」「救急対応」「ごみ問題」といったテーマの研修会や、1年間の活動を振り返る会を開催している。病院や特別養護老人ホームに一緒に見学に行ったり、ヤングケアラーや精神障害についての勉強会を開催したこともある。広報協力員が意欲高くアイデアを出してくれ、日頃の見守り活動に役立てている。

異変発生時の対応の流れ

●広報協力員の周囲が気になることがあった場合は、まずはみまもっとの枠組みの中で地域包括支援センターに連絡を行い、センターに情報が集約されて、状況によっては自宅等に訪問するという流れになっている。通報の前後で、心配な高齢者を広報協力員と地域包括支援センターで一緒に見守っている。

生活支援コーディネーターの参画	●社会福祉協議会所属の生活支援コーディネーターとは、8年ほど前から介護予防の体操の会の立ち上げを進めてきた。生活支援コーディネーターの担当地域の区割りは、地域包括支援センターの圏域と同じになっている。
会議体の活用状況	●地域ケア会議では地域関係者（老人クラブ関係者、自治会会長、マンション管理人等）、医療・介護関係者が一堂に会してグループワークをしている。民生委員以外にも広報協力員にも案内し、出席してもらっている。

地域ケア会議の概要

開催頻度	年3回	参加機関	地域関係者（老人クラブ関係者、自治会会長、マンション管理人等）、医療・介護関係者、民生委員、広報協力員　等	単位	全市

調整にあたって生じた課題や解決に向けた工夫	●高齢者のSOSをキャッチしやすくするために、独自の取組として地域住民の代表ともいえる広報協力員を増員し、地域でのチームづくりを進めた結果、「心配な高齢者がいる」といった見守り通報が大幅に増加した。 ●広報協力員を増やすことを目指し、立候補だけではなく推薦での任命についても市と協議し、地域の方1人1人に声かけをしてスカウトをした。 ●異変に対応通報してくれた個人や事業者に対して、情報をどこまで出すかは悩みながら対応している。個人情報に配慮しながらも、「地域包括支援センターが関わりを開始した」、「介護サービスを利用するようになった」と伝えると、対応通報した人へのフォローを行っている。
都道府県等から受けた支援	●特になし
取組前後の変化（実績・事例）	●当地域内の通報件数は平成27、28年頃は年間50件程度だったが、令和3・4年度ともに130件以上と、コロナ禍以前に比べ大幅に増加した。 ●コロナ禍以前は年間数件であった広報協力員からの連絡通報が、2年間で46件と増加した。「包括の広報要員」であった広報協力員が、今や見守り連絡を積極的に行う中心的な存在になりつつあり、また地域包括支援センターと具体的に連携してアウトリーチを行うようにもなってきた。
高齢者・家族等にとっての利点	●広報協力員と連携して2か月に1回ケアラーカフェを開催しており、広報協力員が家族介護者の思いを上手に受け止めている。
自治体・地域包括支援センター等にとっての利点	●地域包括支援センターと住民との橋渡しができ、共に動くことのできる広報協力員の存在によって、地域包括支援センターから住民への関わりがスムーズに、迅速にできるようになった。また、地域住民の中で意識の高い方が見守りをしつつ、必要な情報を地域包括支援センターに共有するというような役割分担ができるようになった。これにより、地域包括支援センターの負担が軽減されている。
高齢者見守り地域ネットワーク構築上の課題・今後の展望	●広報協力員の高齢化に伴う、次の担い手不足は課題である。働いている人、接客している人の見守りが充実すれば、若い世代にも地域包括支援センターを認知してもらうことができ、地域への関心を高めてくれるかもしれないと考えている。 ●協定を結んでいる民間事業者の中でも、連絡件数の差があり、次年度以降はもっと民間事業者とのつながりを作っていきたい。民間事業者向けに、店舗の窓口やレジにおける下敷きを作成する予定である。

広報協力員の活動の様子

出典：調布市地域包括支援センターときわぎ国領提供

秋田県 大館市

大館市見守り隊・大館市はちくんパトロール隊
―地域住民に、負担感少なく高齢者見守りへ協力してもらうための仕組みの創出―

●限られた予算の中で、重層的な高齢者見守り地域ネットワークを築いている。
●高齢者の安否確認や異変に気が付くよう日常的に見守る体制の充実を図ることにより、支援が必要な高齢者を早い段階で必要なサービスにつなぐことができ、市や地域包括支援センターの負担軽減につながっている。

キーワード

民間事業者との連携、住民と行政が一緒に参加する会議体の活用、住民による取組の活性化（ボランティアの活用）

自治体の基本情報

人口	65,492人	高齢化率	40.6%	75歳以上人口の割合	23.7%	地域包括支援センターの数	7か所	日常生活圏域数	7
生活支援コーディネーターの所属	8人（市全域（第1層）：1人、各日常生活圏域（第2層）：7人　いずれも社会福祉法人に委託								
自治体の課題	●全国と比較して少子高齢化が進んでいる地域であり、65歳以上の高齢者人口は令和元年度をピークに減少傾向である。 ●一方で、慢性期医療や介護が必要となる90歳以上の人口は増加傾向にあり、令和22年（2040年）まで医療・介護サービスの需要増加が想定される。								

大館市の高齢者見守り体制

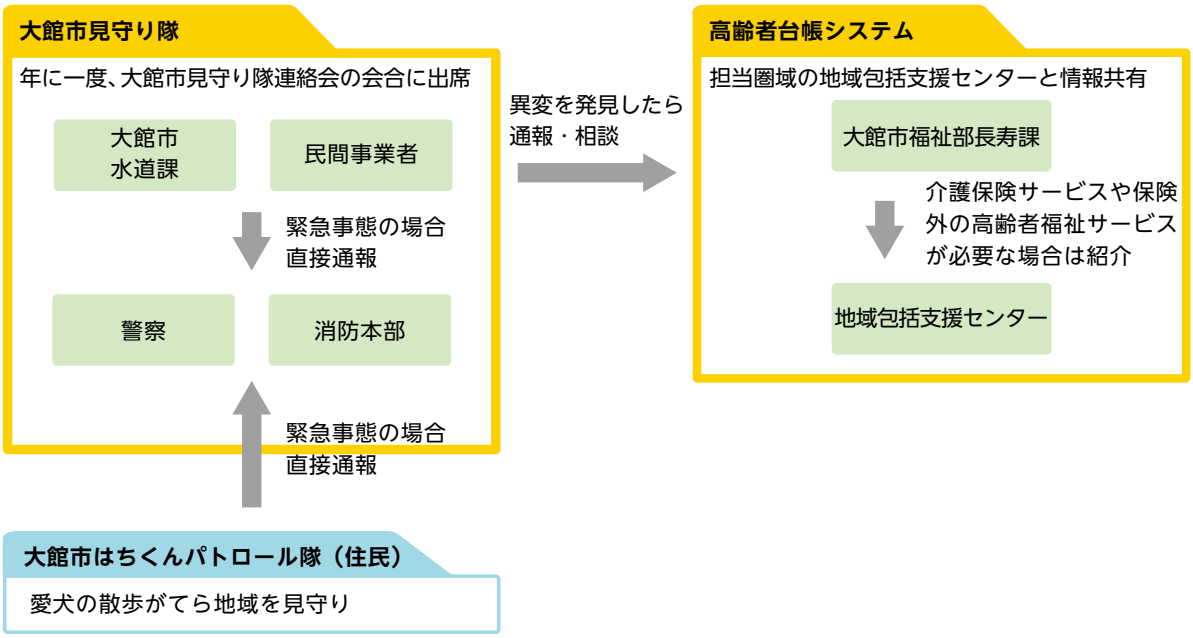

生活支援コーディネーター　日常生活圏域において実施する「住民による支え合い、互助意識の醸成」にかかる勉強会で上記の取組を紹介、新規協力者の獲得に貢献

事業の基本情報

対象者および およその対象者数	65歳以上の高齢者26,565人
利用人数	隊員からの異変等の連絡件数を利用人数とした場合、「大館市見守り隊」はH23年2月の発足以降、0 ～ 7件/年の連絡あり。「大館市はちくんパトロール隊」は、0 ～ 5件/年の報告あり。
実施主体	大館市福祉部長寿課
見守り協力者のおよその人数（事業者数）ならびに内訳	「大館市見守り隊」：郵便・電力・電気・宅配便（6事業所）、新聞販売店（11事業所）、食品宅配販売店（10事業所）、プロパンガス販売店（21事業所）、灯油販売店（11事業所）、金融機関（2事業所）、官公署庁・JA（4事業所）、理容・美容（80事業所）、クリーニング（7事業所）、旅館・ホテル（3事業所）、鮨商・食肉・麺類飲食（29事業所）の184事業所 「大館市はちくんパトロール隊」：愛犬家（愛犬）55人
財源	●協定締結先事業所との「大館市見守り隊連絡会」を年1回しており、その開催は福祉費全般の予算で実施している。 ●「大館市はちくんパトロール隊」については、介護保険法にもとづく地域支援事業を活用し、パトロール隊の愛犬のリードへ付ける反射板の購入をしている。また、ボランティア活動保険への加入費用に充てている。
取組開始当時の課題・取組経緯	●高齢化の進展に伴い、認知症高齢者等の一人歩きや行方不明事案が増加していた。岩手県のある市町村で実施している「わんわんパトロール隊」の取組から着想を得て、忠犬ハチ公のふるさとにちなんで、市内の愛犬家を対象にしたボランティア「大館市はちくんパトロール隊」を平成29年に結成した。
取組概要	**【大館市見守り隊（開始年月：平成23年2月）】** ●市民の生活に密着した民間事業所等が、それぞれの業務の範囲内で通常と異なる点に気づいた際に市へ情報提供を行っていただくもの。 ●ライフラインである（メーター検針）電力会社、郵便局の他、日常的に家庭を訪れる機会が多い宅配業者、食品宅配販売店、新聞販売店、プロパンガス販売店、灯油販売店等の民間事業者とも協定を締結し、令和7年1月現在184の民間事業者に大館市見守り隊として協力してもらっている。なお、警察署・市消防本部とも連携を行っている。 ●庁内の連携としては、水道課や消防本部が大館市見守り隊の構成メンバーとなっている。水道課もメーター検針は委託先が行っており、異変があった場合は委託先から水道課を経由して長寿課へ連絡が入る体制となっている。 **【大館市はちくんパトロール隊（開始年月：平成29年4月）】** ●愛犬家の毎日の散歩の時間に気軽に行ってもらうボランティア活動。少しだけ周囲に気を配り、何らかの異変を感じた場合に、必要な機関へ通報していただく。 ●令和6年4月現在、「大館市はちくんパトロール隊」として55人が登録している。
異変発生時の対応の流れ	●いずれの取組においても、支援が必要な人には、地域包括支援センターが支援に入り、本人やご家族と相談の上、介護保険サービスや保険外の高齢者福祉サービスへつなげていく。また、高齢者台帳システムを活用し担当圏域の地域包括支援センターと情報共有しながら、訪問によりその状況確認等を行っている。
生活支援コーディネーターの参画	●生活支援コーディネーターが担当する日常生活圏域において実施する「住民による支え合い、互助意識の醸成」にかかる勉強会において、上記施策を紹介することにより、担い手の獲得につなげている。

会議体の活用状況	●「大館市見守り隊」（協力事業者）との間で連絡会を年1回実施 **大館市見守り隊連絡会の概要** 開催頻度：年1回　参加機関：大館市見守り隊（協力事業者）　単位：全市 ●「大館市はちくんパトロール隊」については、緊急時、異変発生時に連絡してもらうとともに、年3回程度の定期報告において連携し、体制を整えている。（会議等は特になし）
調整にあたって生じた課題や解決に向けた工夫	●連絡会に登録している事業所の中に警察署や消防本部も入っていたため、連絡会を始めた段階での趣旨説明は他事業所と同様に伝え、特に課題は生じず、スムーズに調整ができた。
都道府県等から受けた支援	●特になし
取組前後の変化（実績・事例）	●駐車場で寝ている高齢者男性を発見、大雨の中にも関らずいびきをかいて寝ており、声かけしても覚醒しないため警察に通報、その後救急搬送された案件もあり、支援が必要な人が医療・介護サービス等の適切な支援につながり、支援対象者が住み慣れた地域で安心して暮らせることにつながっていると感じている。
高齢者・家族等にとっての利点	●「大館市見守り隊」からの情報提供は年間0～7件であるが、地域包括支援センターを通じて医療・介護サービス利用による支援へつながっている。 ●「大館市はちくんパトロール隊」の隊員から緊急のため警察等に通報する件数は、年間0～5件程度だが、中には救急搬送された案件もあり、命を救うことにつながっている。また、盗まれた自転車の発見等、治安維持の観点からも効果があった。
自治体・地域包括支援センター等にとっての利点	●高齢者を早い段階で必要なサービスにつなぐことができ、市や地域包括支援センターの負担軽減につながっている。
高齢者見守り地域ネットワーク構築上の課題・今後の展望	●今後の高齢化へ対応していくため、さらに多くの見守りの目を増やしていく必要があると考えている。「大館市見守り隊」への協力事業所の拡大と本活動の市民への周知が課題である。 ●取組開始から8年が経過した「大館市はちくんパトロール隊」においても、登録者（愛犬家）の高齢化や死亡等により、登録者数が伸び悩んでいる。また、定期報告自体が負担をかけていると感じている。改めて、気軽に参加でき、登録者に負担をかけず取り組んでもらう体制を検討していく必要がある。 ●窓口にチラシを設置したり、市の広報や新聞で紹介を行う等の広報を継続して行っていく必要があると考える。 ●高齢者見守り活動に関する多くの事業に取り組んでいるものの、各事業の垣根を越えて情報共有はできていないのが現状であるため、事業間での交流の場も作っていきたい。

大館市はちくんパトロール隊の活動の様子

出典：大館市提供

埼玉県 所沢市

トコロみまもりネット
―地域住民、関係機関、民間事業者等による包括的なネットワークの構築―

●トコロみまもりネットの協力者に配布するパンフレットや、地域資源を見える化した「トコまっぷ」の作成等、視認性の高い広報物を通じて市民の協力を引き出している。
●高齢者を早い段階で必要なサービスにつなぐことができ、市や地域包括支援センターの負担軽減につながっている。

キーワード

民間事業者との連携、住民にとって分かりやすい広報、生活支援コーディネーターの参画、見守り以外を主目的とする会議体の活用、民間事業者との連携、住民と行政が一緒に参加する会議体の活用

自治体の基本情報

人口	342,520人	高齢化率	27.7%	75歳以上人口の割合	16.2%	地域包括支援センターの数	14か所	日常生活圏域数	14
生活支援コーディネーターの所属	第1層：社会福祉協議会 第2層：地域包括支援センター								
自治体の課題	●市民の高齢化が進む中、市だけで在宅高齢者の見守りを行うことが困難な状況になってきた。								

所沢市の高齢者見守り体制

高齢者見守り相談員による訪問事業

近隣との交流や福祉サービスの利用機会が少ない高齢者の自宅へ月2回程度訪問し、安否確認を行うとともに話し相手になったり、市からの情報を提供したりしている。

連絡会

年に一度、通報事例や通報の判断に関する情報を共有

児童委員

生活支援コーディネーター

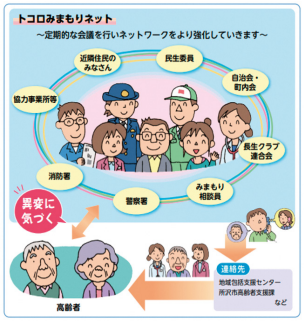

地域ケア会議

見守り支援の事例（困難ケース等も含む）や地域のつどいの場に関する情報を共有

所沢市高齢者支援課

地域包括支援センター

訪問

住民主体のサロン・体操教室 等

トコまっぷで社会資源を見える化・広報

連携

介護保険サービス事業者

病院

トコろんおかえり QR の配布

QRコード付きシールを高齢者に対して配布し、持ち物に貼ってもらう。道迷い等が発生したとき、QRコードを読み取ることで家族に通知を行える。

出典：所沢市提供（一部改変）

事業の基本情報

対象者および およその対象者数	市内の高齢者が対象となるため、約9.3万人
利用人数	利用者の申し込みを受ける事業ではなく、地域の気になる高齢者についての連絡を受ける事業であるため利用人数はなし。
実施主体	所沢市福祉部高齢者支援課
見守り協力者のおよその人数（事業者数）ならびに内訳	協力機関（警察、消防等）　5機関 協力事業所　61法人612拠点
財源	●40万円（予算名：事業用消耗品費、手数料、講師謝礼）
取組開始当時の課題・取組経緯	●もともと、近隣との交流や福祉サービスの利用機会等が少ない高齢者に対し、高齢者見守り相談員が月に2回程度自宅を訪問し、安否確認や話し相手、市からの情報提供等行う事業を展開してきた。これは、希望者に対して訪問する事業であるため、支援が必要な人にリーチするのが難しいことが懸念されていた。そこで、要支援者をフォローできる体制として、民間事業者を巻き込んだ「トコロみまもりネット」を事業として創設するに至った。
取組概要	**【トコロみまもりネット（開始年月：平成20年8月）】** ●地域住民、協力機関、協力事業者（事業所）でネットワークを構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、異変発生時の連絡を行い支援につなぐことを目的として活動している。 ●トコロみまもりネットでは、年1回、連絡事例や判断に関する情報を共有する連絡会を開催している。 **【トコろんおかえりQR（開始年月：令和4年1月）】** ●道に迷った高齢者等を発見した際、持ち物に貼付されたQRコード付きシールをスマートフォン等で読み取ることで家族へ通知する、地域でみまもり支え合い事業「トコろんおかえりQR」を展開している。
支援フロー	●異変発生後、見守り対象者が連絡によって助かって終わりではなく、その後、生活支援コーディネーター等により、生活に必要なサービスにつなげていく。
生活支援コーディネーターの参画	●生活支援コーディネーターが住民主体のサロン活動等を訪問して実態やニーズを把握するとともに、高齢者の多様な趣味趣向に対応する生きがいづくりの場の創出を行っている。また、それらの社会資源を見える化した情報サイト「トコまっぷ」を公開している。
会議体の活用状況	●地域包括支援センター・所沢市福祉部高齢者支援課主催で、各地区の状況に応じて年1回以上、地域ケア会議を開催している。地域ケア会議では、生活支援コーディネーターを中心に、見守り支援の事例（困難ケース等も含む）や、地域で活用できる集いの場の情報共有等を行っている。

地域ケア会議の概要

開催頻度	年1回以上	参加機関	地域包括支援センター職員・市職員・社会福祉協議会・民生委員・自治会・町内会・住民主体の活動を行う団体・ボランティア・介護保険サービス事業所等	単位	地区ごと

調整にあたって生じた課題や解決に向けた工夫	●民間事業者を巻き込んだ地域の見守り体制づくりでは、立ち上げ準備として事業者の参画合意を得るのが重要である。参画事業者を円滑に集めるため、地域福祉に関心がある事業者等の情報を持つ介護サービス事業者等の協力を得て、声かけをしていく。 ●「トコロみまもりネット」に参画してもらう事業者については、業務に支障がない範囲での協力を依頼している（強制的に依頼するものではなくゆるやかな見守りという部分を意識している）。参画事業者にはステッカーを購入してもらう仕組みだが、営業車等に貼ってあるステッカーを貼ってもらうことが連携事業の取組に関する広報にもつながり、新たな事業者の参画希望の申込みにつながることもある。申込みに際しては、商業的利用はしないよう依頼しているが、市公認の事業に参画していることで事業者にプラスのイメージがつくことはある。

都道府県等から受けた支援	●なし
取組前後の変化（実績・事例）	●「トコろんおかえりQR」の取組は、QRコード付きシールの販売に関する件数で評価しており、令和6年12月現在、269件であった。一人歩き等の緊急事態に家族へに連絡が入りやすい仕組みになってきたといえる。今後は市民への周知の効果を把握するため、通報件数での評価を検討している。
高齢者・家族等にとっての利点	●「トコロみまもりネット」に参画している配食事業者を通じて、生活に困りごとを抱えながらも必要なサービスを享受していない地域の高齢者との接点ができ、その後のサービスの提案・利用につながっていくケースがある。
自治体・地域包括支援センター等にとっての利点	●高齢者を早い段階で必要なサービスにつなぐことができ、市や地域包括支援センターの負担軽減につながっている。
高齢者見守り地域ネットワーク構築上の課題・今後の展望	●地域で困ったことがある場合は、参画事業者だけでなく、住民や通学・通勤者等も当たり前に通報できる環境づくりを進めていきたい。 ●「トコロみまもりネット」の運用課題である、地域包括支援センターの対応外の時間帯の通報の流れについての検討を進め、協力事業者における通報のハードルを下げながら、新規参画の増加にもつなげたい。 ●今後、夜間の見守り体制づくりのために「トコロみまもりネット」への参画を依頼したい業種としては、夜間にも営業しているコンビニエンスストア等が挙げられる。大手は、エリア統括や本部の許可が必要なため、個人経営やフランチャイズオーナー等、連携がしやすいところを中心に声かけを進めている状況である。

所沢市地域資源情報サイト トコまっぷの画面

出典：所沢市地域資源情報サイト トコまっぷ
https://chiiki-kaigo.casio.jp/tokorozawa

三重県 東員町

東員町健康サポートサービス事業
―電力データとAI（eフレイルナビ）を用いたアウトリーチ型フレイル予防事業―

●電力データとAIを使ったフレイルの検知システム「eフレイルナビ」を活用することにより、住民主体のフレイル予防の取組ではリーチできない人を高齢者地域見守りネットワークに組み込んでいる。
●「eフレイルナビ」を導入することにより、地域包括支援センターの職員がフレイルリスクが高いと想定される高齢者を訪問することで、継続的な接点ができるようになった。

キーワード　ICTの活用、民間事業者との連携

自治体の基本情報

人口	25,777人	高齢化率	31.6%	75歳以上人口の割合	16.7%	地域包括支援センターの数	2か所	日常生活圏域数	1

生活支援コーディネーターの所属	社会福祉協議会に2人委託（専従、兼務各1人。兼務は生活支援コーディネーターと他の地域支援事業等との業務。第1層・第2層を兼ねている。）
自治体の課題	団塊の世代が後期高齢者になる時期を迎えており、今後10年間で急速な増加が見込まれる。

東員町の高齢者見守り体制

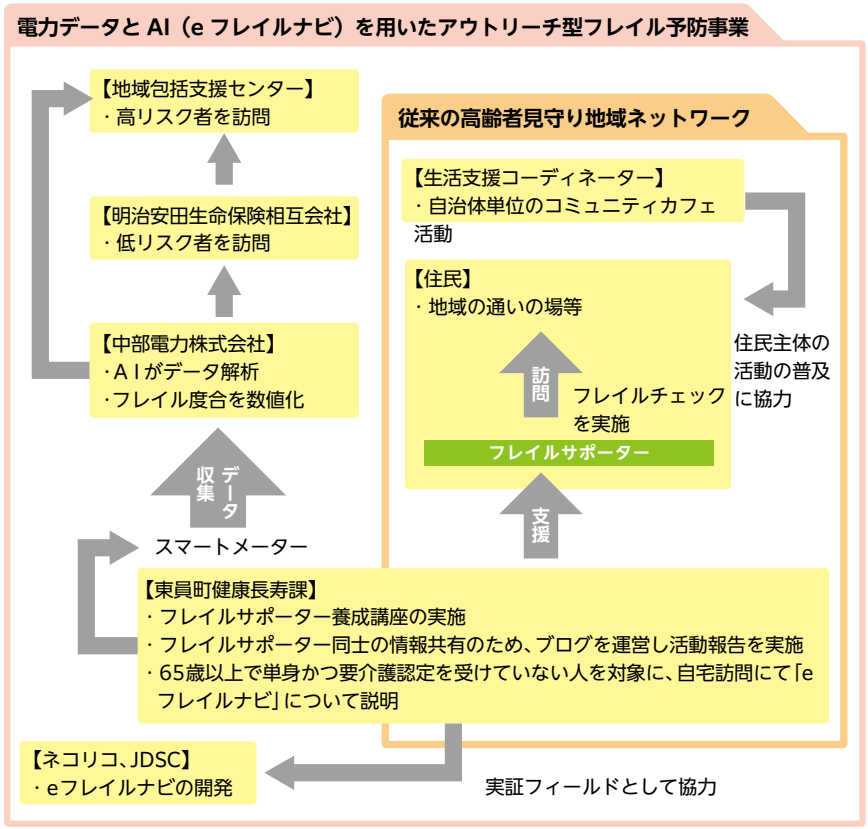

事業の基本情報	
対象者および およその対象者数	約800人（65歳以上の単身者で、要介護認定を受けてない人）
利用人数	約160人（令和7年2月末現在）
実施主体	東員町 健康長寿課
見守り協力者のおよその人数（事業者数）ならびに内訳	合同会社ネコリコ・中部電力株式会社・株式会社JDSC・東京大学・三重大学・三重県・東員町
財源	●介護保険保険者機能強化推進交付金を活用し、一般会計の介護予防に資する事業へ充当した。
取組開始当時の課題・取組経緯	●従来より、生活支援コーディネーター（社会福祉協議会委託）が、自治体単位のコミュニティカフェ活動や介護予防団体が行う体操教室等の通いの場の普及啓発活動を行い、住民主体の高齢者地域見守りネットワークづくりを行ってきた。 ●それらの活動に参加しない・できない人、健康無関心層の取り残しが課題となっており、地域包括支援センターが中心となって、合同会社ネコリコ開発の「eフレイルナビ」を活用した見守り事業を展開し始めた。
取組概要	●住民主体のフレイル予防の取組に加え、それらに参加しない／できない人・健康無関心層を対象に、合同会社ネコリコ・中部電力株式会社・株式会社JDSC等と連携し、電力データとAIを使ったフレイルの検知システム「eフレイルナビ」の開発に参加した。令和5年度からは健康増進事業として正式に採択し、高齢者見守りを実施している。
異変発生時の対応の流れ	●65歳以上で単身かつ要介護認定を受けていない人を対象に、東員町健康長寿課が自宅訪問にて「eフレイルナビ」について説明し、サービス利用につなげている。 ●機器（スマートメーター）導入後は、一般社団法人電力データ管理協会から中部電力株式会社（一般送配電事業者）がデータを受け取り、AIが解析の上、フレイル度合いを示すスコア（0-100点）を算出している。58点以上を要介入者として地域包括支援センターの専門職が訪問し、それ以外の低リスク者は明治安田生命保険相互会社が訪問を行う仕組みとなっている。
会議体の活用状況	●医療･介護事業者、社会福祉協議会、自治会、通いの場、民生委員、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所、福祉事務所等による16人の委員にて構成された協議体において、年2回の会議を開催している。 ●この会議は介護保険事業計画策定委員会を兼ねており、健康サポートサービス事業について取り上げている。
調整にあたって生じた課題や解決に向けた工夫	●高リスク層の個別訪問について、マンパワーの制約から健康長寿課内の保健師等専門職による対応が難しいとが見込まれたため、地域包括支援センターの専門職員との連携・調整を行った。 ●コロナ禍に実証実験が開始されたため、集合型の説明会を行うことができず、健康長寿課職員が対象者宅に個別訪問し、対象者1人あたり1 ～ 2時間程度かけて丁寧に説明を行った。結果的に、このような形が最も効果があると考えている。
都道府県等から受けた支援	●令和2年に三重県が東京大学と地域連携協定を結んだことを背景に、三重県からの声かけがあり、実証事業のフィールドとなった。
取組前後の変化（実績・事例）	●フレイルリスクを検知した方に対し、早期に介入することで、健康状態に改善することができた。 ●高齢者を警察等が保護した際、家族の連絡先を把握するにあたって、「eフレイルナビ」の緊急連絡先や相談記録等を活用して情報提供を行っている。

高齢者・家族等にとっての利点	●高齢者にとっては、自己負担なく、生活を全く変えずに見守られることができる点が大きなメリットとなっている。
自治体・地域包括支援センター等にとっての利点	●もともと、「高齢者実態把握調査（高齢者を対象に、年1回自宅を訪問して見守りを行いつつ、緊急連絡先を把握する）」を民生委員と地域包括支援センターが共同で行っていたが、民生委員の負担が大きかったことから廃止となり、地域包括支援センターを主体とした「eフレイルナビ」を活用した見守りを実施している。 ●「eフレイルナビ」の活用により、地域包括支援センターの職員が、単身高齢者のうち特にリスクが高いと想定される人を訪問できるようになった。このことは、将来的な負担軽減につながると考えられる。 ●また、具体的なスコアを共有しながらフレイルリスクについて会話できるため、本人や家族に必要な支援を行うことができ、「eフレイルナビ」を切り口に継続的な接点ができるようになった。 ●重度化する前の早い段階で対応することで 、フレイルだった11人のうち、8人の健康状態が改善するに至っている。
高齢者見守り地域ネットワーク構築上の課題・今後の展望	●対象者（65歳以上で単身かつ要介護認定を受けていない人）全てに利用してもらいたいが、電力データという個人情報を活用することに対して対象者一人一人から同意を得る必要があり、それに対する理解を得ることが難しい。

e フレイルナビ 電力データからのフレイル推定イメージ

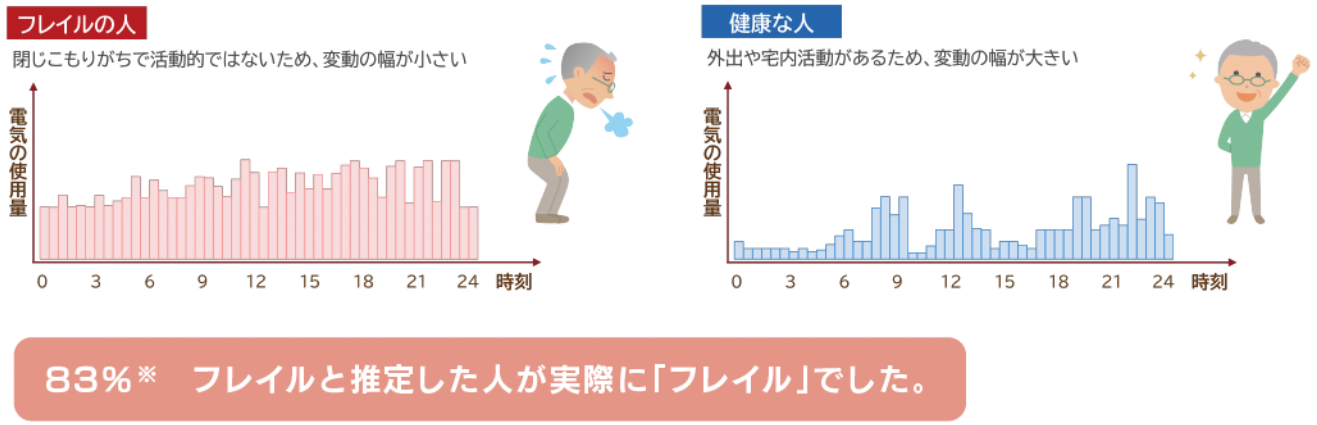

83%※　フレイルと推定した人が実際に「フレイル」でした。

※東員町令和４年度の実証結果
実際の検知結果は、熱中症アラートなどの気象条件や、新型コロナウイルス感染拡大など極端な社会情勢によって実証結果とは差異が生じる場合がございます

出典：自治体向けフレイル検知サービス「e フレイルナビ」
https://business-development.chuden.co.jp/service/e-frailtynavi/

富山県 黒部市社会福祉協議会

くろべネット
―対面でのつながりとICTを相互に活用した見守り体制の構築―

●地域とのつながりとICT利活用を併用した見守りを推進することにより、対象者や家族の安心や、関係機関・家族の負担軽減につながっている。また、民生委員や地域包括支援センターとの情報共有・早期対応もよりスムーズに実施できるようになった。

キーワード　ICTの活用、民間事業者との連携、住民と行政が一緒に参加する会議体の活用

自治体の基本情報

人口	39,155人	高齢化率	32.6%	75歳以上人口の割合	19.4%	地域包括支援センターの数	2か所	日常生活圏域数	2
生活支援コーディネーターの所属	第1層：黒部市								
自治体の課題	●支援者数が減少傾向にある中、見守り対象者が増えていくことが想定されたため、対象者を確実に把握するために横の支援体制の再構築が必要であった。								

黒部市の高齢者見守り体制

くろべネット事業の概要

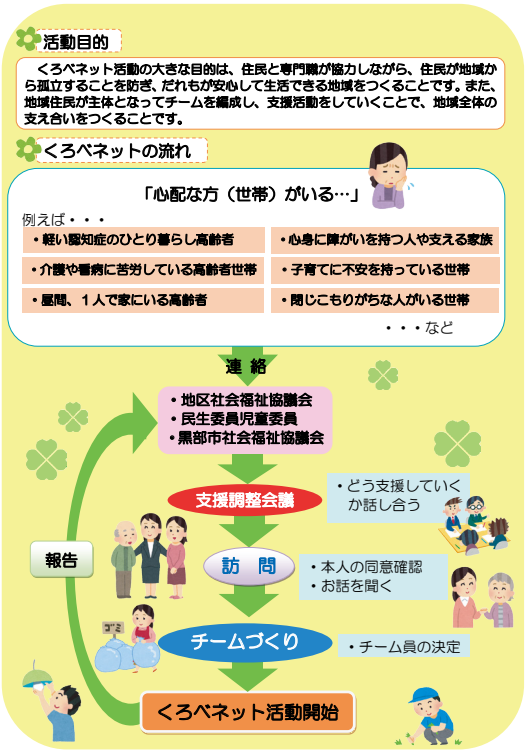

くろべネットボタン事業の概要

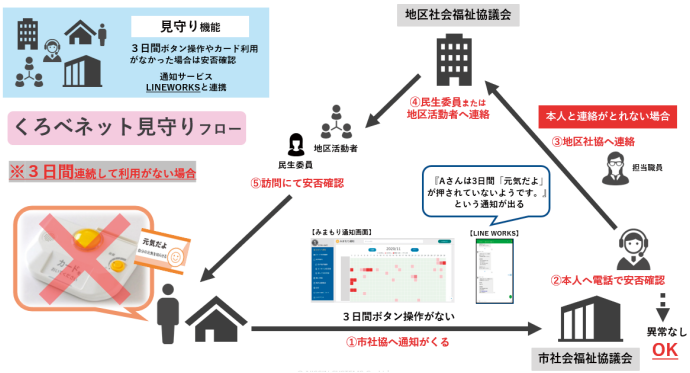

くろべネットボタン事業で使用するカードの種類

出典：黒部市社会福祉協議会提供

事業の基本情報

対象者および およその対象者数	約60世帯（くろベネットボタン事業）
利用人数	51世帯（くろベネットボタン事業）
実施主体	黒部市社会福祉協議会
見守り協力者のおよその人数（事業者数）ならびに内訳	477人（くろベネットチーム員） 144団体（くろベネット登録企業・団体） ※企業・団体（新聞配達・ガス会社・市内ショッピングセンター、薬局、警察、消防等）
財源	●ICTの利活用については、実証実験段階では、公益信託 富山ファーストバンク社会福祉基金や、CO・OP共済 地域ささえあい助成をはじめとした地域の助成金を活用した。その他、社会福祉協議会の自主財源等を活用している。
取組開始当時の課題・取組経緯	●以前は、民生委員、地区社会福祉協議会等がそれぞれ縦割りで見守り活動を実施していた。縦割り体制等で生じた課題を踏まえ、支援者同士が連携・協力をしながら見守りを一本化して行う「くろベネット事業」を開始した。
取組概要	**【くろベネット事業（開始年月：平成30年～）】** ●支援者同士が連携・協力をしながら見守りを一本化して行う仕組み。 ●協力事業者として、新聞配達員、市内のショッピングセンターやコンビニの店員、水道・ガスの検針員、接骨師会等との連携し、日常業務の中で見守り活動を担ってもらっている。年1回の企業研修会を実施している。 **【くろベネットボタン事業（開始年月：令和4年～）】** ●見守りシステム「L1mボタン（くろベネットボタン）」を活用して見守りを実施している。「L1mボタン」は、利用者が毎日カード（「元気だよ」「相談」のどちらか）を置いてボタンを押すことで、支援者が利用者の様子を把握できる仕様となっている。利用者に3日間ボタン操作がない等の異変があり、黒部市社会福祉協議会から利用者へ連絡が取れなかった場合、地区社会福祉協議会や民生委員に連絡し、訪問することで安否確認や相談支援につなげるような連携体制を構築している。現在では高齢者世帯に計50台が設置されている。 ●令和元年度より、株式会社日新システムズと国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）と共同で、地域福祉分野での調査研究・見守りシステム「L1mボタン」実証実験に取り組んできた。令和4年に事業化し、ICT利活用を推進している。
異変発生時の対応の流れ	●困難ケースが生じた場合は、社会福祉協議会が関係者を招集して支援調整会議を開催している。専門職だけでは解決できないケースの情報共有・生活支援方法の検討の場としている。平均すると年6回程度開催されている。

支援調整会議の概要

開催頻度	困難ケースが生じた場合	参加機関	自治会長、民生委員、警察、ケアマネージャー、行政職員、地域住民、弁護士	単位	全市

会議体の活用状況	**【くろベネット運営委員会】** 年2回開催。くろベネット事業に関わる関係団体で構成。（地区社会福祉協議会・民生委員・企業・専門職・行政等） 包括的な支援体制の構築に向けて、担い手の育成・活動の体制・様々な地域資源の活用等、多角的に協議・検討している。

調整にあたって生じた課題や解決に向けた工夫	●市内の地域ごとに歴史や人口、地理的背景が異なり、一斉に見守り体制を一本化することが難しかったため、くろべネット事業への移行期間を設けた。2年間で各地区を黒部市社会福祉協議会の職員が回り、状況整理等をしながら一緒に考えることで、見守り体制の一本化の必要性に気づいてもらえるように促していった。 ●「L1mボタン」の推進当初は、ICTという言葉も聞きなれない高齢者も多く、受け入れられてもらいにくかった。支援者からも実施への理解が得られず、負担に感じるという声が多かった。その後、支援者への丁寧な説明や実際に機器操作を体験する場を設け、支援者を支援するツールでもあることを伝える等して、関わってもらう中で導入への理解が得られていった。
都道府県等から受けた支援	●特になし
取組前後の変化（実績・事例）	●毎日「L1mボタン」を利用していた一人暮らし高齢者が急にボタンを押さなくなり、電源も入っていないことに異変を感じ、民生委員と共に訪問したところ、電気が止まっていて利用者本人も困惑していた。専門機関等と連携し、迅速に対応した（事例）。
高齢者・家族等にとっての利点	●「L1mボタン」を設置した高齢者には、孤独感の軽減や生活に関する安心感が生まれる等の効果がもたらされている。また、実際に利用者がボタンを押して、救急搬送につながったケースや、相談から要介護認定申請がされた等、困り事が複雑化する前の早期発見・早期対応のツールになっている。 ●県外に住んでいる高齢者家族は毎日電話連絡をするのは難しいため、ICT機器による見守りサービスが導入されて安心感を持てるようになっている。
自治体・地域包括支援センター等にとっての利点	●くろべネット事業等を通して地区と地域包括支援センターの連携強化を図ることにより、地区に何か相談があった際に、地域包括支援センターへの連絡・情報共有がスムーズに進み、早期対応が可能となった。 ●支援者側にとっても「L1mボタン」があることで、対象者を訪問できない日も安心でき、ゆとりを持った訪問活動や、負担軽減につながっている。また、民生委員との情報共有もより図れるようになった。
高齢者見守り地域ネットワーク構築上の課題・今後の展望	●ICT機器の効果検証を進め、行政の財源の活用等財源の多角化を進めたい。 ●顔の見える見守り支援とICT機器の活用の棲み分けが重要であると考えている。 ●高齢者だけでなく、電話がない等の生活困窮者や引きこもり世帯での「L1mボタン」の活用。

L1m ボタン、L1m ボタンにかざすカード

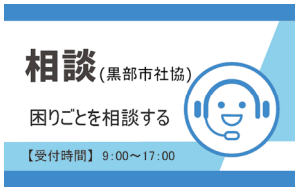

出典：くろべネット　黒部社会福祉協議会プレスリリース 20190919.pdf
https://www.kurobesw.com/各事業ページ/くろべネット事業/

沖縄県 宜野湾市

「ミマモライドシステム」の活用

―認知症等で道迷いの可能性がある高齢者やその家族が抱く外出への不安を和らげることにより、外出萎縮を防ぐ―

●沖縄ITイノベーション戦略センターから事業費の補助を受ける等、財政面を工夫しながら、実証段階からサービス創出に関わり、市の独自財源を用いた予算化にこぎつけた。
●高齢者の見守り事業を円滑に進めていくために、日頃から地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察署等と建設的な議論ができる連携体制を構築している。「ミマモライドシステム」の取組を通じて、地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察署等との情報交換・連携が密になり、円滑に事業を推進できる環境が構築できた。
●これまで認知症等の高齢者の道迷いの捜索はマンパワーを総動員して対応していたが、「ミマモライドシステム」の導入により、効率良く捜索する体制が整い、市の負担軽減につながっている。

キーワード

ICTの活用、民間事業者との連携、住民にとって分かりやすい広報、見守り以外を主目的とする会議体の活用、広域連携

自治体の基本情報

人口	100,443人	高齢化率	21.1%	75歳以上人口の割合	10.4%	地域包括支援センターの数	4か所	日常生活圏域数	4

生活支援コーディネーターの所属	第1層：宜野湾市介護長寿課の担当係 第2層：宜野湾市社会福祉協議会
自治体の課題	●介護認定の指標となる認知症高齢者日常生活自立度のⅡaランク以上の高齢者の割合が、沖縄県平均と比べて6ポイント程度高い状況等があった。高齢化率が低いにも関わらず、Ⅱaランク以上の高齢者が多い実態の原因を解明する必要性・認知症への取組の必要性を感じ、2025年問題、2040年問題への対応も想定して、早めに取り組みたいと考えた。

宜野湾市の高齢者見守り体制

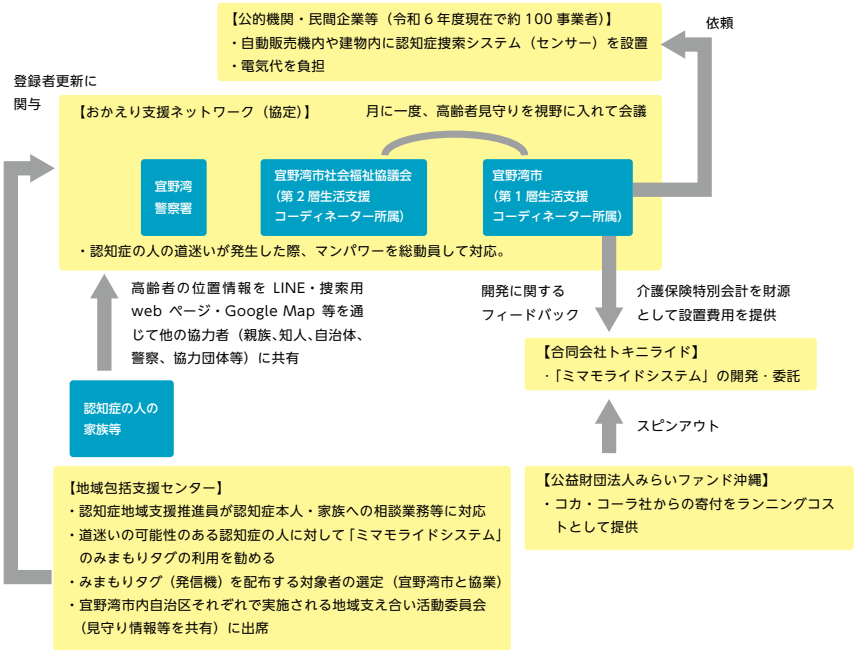

事業の基本情報

対象者および およその対象者数	道迷いのおそれがある人　（「ミマモライドシステム」：約60人）
利用人数	「ミマモライドシステム」：延べ33人（令和7年3月現在）
実施主体	宜野湾市介護長寿課（委託：合同会社トキニライド）
見守り協力者のおよその人数（事業者数）ならびに内訳	「おかえり支援ネットワーク」事業の見守り協力者数：民生委員、自治会、民間企業含む63団体 「ミマモライドシステム」のセンサー設置協力者数：約100事業者
財源	開発：合同会社トキニライドの出資、沖縄ITイノベーション戦略センター（ISCO）から事業費助成 運用：介護保険特別会計　保健福祉事業費（年間約400 ～ 650万円）
取組開始当時の課題・取組経緯	●平成28年度より、地域支援事業の一環として「おかえり支援ネットワーク」を立ち上げ、宜野湾市（第1層生活支援コーディネーター所属）・社会福祉協議会（第2層生活支援コーディネーター所属）・宜野湾警察署の3者で連携の協定を締結した。認知症の人の道迷いが発生した際はこの協定を活用し、地域包括支援センターとも協力しながら人手による捜索を行う。 ●しかし、人手をかける捜索には限度があるため、「ミマモライドシステム」事業を用いて効率化を図ることとした。
取組概要	●宜野湾市では、センサー（サービス利用者が持っているみまもりタグを見つける役割を持つ子機）を民間事業者等が所有する自動販売機や建物内へ設置してもらうことにより、みまもりタグ（発信機）を付けた認知症の人の普段の見守りや、道迷いの際の捜索に役立てる取組を行っている。 ●「ミマモライドシステム」の運用にあたっては、宜野湾市介護長寿課から公的機関および民間企業等にセンサーの設置を依頼している。令和6年度現在、約100事業者と連携して160か所にセンサーを設置している。 ●本サービスは合同会社トキニライドが開発を担い、宜野湾市は実証実験の段階からフィールドを提供する形で協力した。実証実験後、令和2年度から実施を開始した。
異変発生時の対応の流れ	●みまもりタグを付けた認知症の人が道に迷った場合、センサーから取得した情報をもとに家族等のLINEから捜索を開始し、LINE、捜索用webページ、Google Mapを使って自治体、警察、協力団体と連携を行う。 ●認知症地域支援推進員は、道迷いの可能性のある認知症の人に対してみまもりタグ（発信機）の利用を勧めるとともに、宜野湾市介護長寿課と連携してみまもりタグ（発信機）を配布する対象者選定を行っている。認知症地域支援推進員は、おかえり支援ネットワーク事業の登録や年1回の登録情報更新に関わっており、高齢者の状況が把握できているため、対象者選定が円滑に進められる。 ●生活支援体制整備事業の中で、宜野湾市介護長寿課と社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが集まる場を月に1回設定しており、業務の内容を把握した上で、高齢者の見守り支援につなげることも視野に入れている。
会議体の活用状況	●認知症地域支援推進員は、市内4か所の地域包括支援センターに配置されている。当事者・家族への相談業務に対応するとともに、宜野湾市内23地区それぞれで実施される「地域支え合い活動委員会」（見守り情報等を共有）に出席している。

地域支え合い活動委員会の概要

開催頻度	月1回	参加機関	社会福祉協議会、地域包括支援センター	単位	地区ごと

●ケアマネジャー、地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察署（生活安全課）等、高齢者の見守り支援の関係者を集めた「おかえり支援ネットワーク会議」を行っている。会議では、「ミマモライドシステム」に関する情報共有等も行い、両事業の連動を図っている。「ミマモライドシステム」の開発中は、会議からのフィードバックを行いサービス向上に貢献した。

おかえり支援ネットワーク会議の概要

開催頻度	年1回	参加機関	宜野湾市、ケアマネージャー、地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察署（生活安全課）	単位	市全域

調整にあたって生じた課題や解決に向けた工夫	●市による予算化前に、民間事業者との協業による「ミママモライドシステム」の事業検討を進めていくため、行政内部への説明・合意形成を図った。予算確保につなげるための実証効果の説明の際は、新規事業であるため具体的な事業効果を示すデータが提示できないこともありやや困難を伴ったが、今後高齢者の見守り支援の課題が顕在化することを想定し、対策が後手にならないように取組を行う必要性があることを庁内の上層部へ訴求していった。 ●令和元年度の予算編成の段階で、他自治体で例のないサービスを実装することに関する合意形成が難航し、予算が確保できなかった。最終的に市で予算措置されたのは令和2年度からで、令和3年度まではスマートフォンを活用した捜索方法の検討を行っていた。
都道府県等から受けた支援	●約3年間あった実証実験期間のうち最初の2年間は、合同会社トキニライドの独自財源によりサービス開発を行った。宜野湾市をフィールドとして実証実験を実施をすることを条件に、3年目は沖縄ITイノベーション戦略センターから事業費の助成を受けた。
取組前後の変化（実績・事例）	●「ミママモライドシステム」を活用したことにより、隣接自治体に住むタグの利用者が宜野湾市内にいることが分かり、警察署同士で連携することで早期発見につながった。 ●道迷いにより警察署へ捜索依頼を行った後、「ミママモライドシステム」の位置情報をもとに警察よりも早く家族が発見した。 ●外出や帰宅したこと、移動経路をLINEで見守ることができ、家族の安心につながっている。
高齢者・家族等にとっての利点	●「ミママモライドシステム」は、従来型の捜索では認知症当事者や家族が「申し訳なさ」からストレスを感じてしまうことに着目し、「捜索を大規模化しない」ことをコンセプトに設定した。認知症等で道迷いの可能性がある高齢者やその家族が抱く外出への不安を和らげることにより、外出委縮を防ぐ効果が期待できる。 ●「ミママモライドシステム」は、道迷いの捜索だけでなく、日頃の見守りツールとしての利用も可能で、利用者の家族から、安心できるとの声が届いている。
自治体・地域包括支援センター等にとっての利点	●「ミママモライドシステム」を通じて、地域包括支援センター、社会福祉協議会、警察署等との情報交換・連携が密になり、円滑に事業を推進できる環境が構築できた。 ●これまで認知症等の高齢者の道迷いの捜索は、おかえり支援ネットワーク事業の中でマンパワーを総動員して対応していたが、「ミママモライドシステム」の導入により、効率良く捜索する体制が整った。 ●「ミママモライドシステム」を通じて、宜野湾市介護長寿課と警察の連携が取りやすくなり、認知症の人の道迷いの際も、捜査にかかる事務手続きのタイミングを柔軟に融通して速やかに動いてくれるようになってきた。画像を通じた110番通報も試行している。
高齢者見守り地域ネットワーク構築上の課題・今後の展望	●「ミママモライドシステム」の簡易的マニュアルは、協業事業者（合同会社トキニライド）が作成している。警察にはマニュアルを配布しているが、マニュアルの周知を図る必要がある（周辺自治体の警察署にも配布）。 ●宜野湾市の高齢者の道迷いは、近隣市町村にも及び、また、近隣市町村からも道迷いの高齢者が市に入ってくることがあるため、宜野湾市の隣接市町村に対し「ミママモライドシステム」の広域化が課題である。市としては、県や近隣市町村への働きかけを進める方針である。

みまもり自販機（ミママモライドシステム）活用フロー

出典：宜野湾市認知症の方のおでかけをサポート　みまもり自販機
https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/kenko/1/ninchishou/14323.html

みまもり自販機（ミマモライドシステム）の外観

出典：宜野湾市認知症の方のおでかけをサポート　みまもり自販機
https://www.city.ginowan.lg.jp/soshiki/kenko/1/ninchishou/14323.html

家族等が確認する、LINE・Google map 等との連携画面

検索画面

現在地表示

出典：OKINAWAICT+ 採択事業紹介　地域を見守る「ミマモライド」プロジェクト
https://okinawaict-plus.com/type/medical/100/

MIZUHO

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

令和６年度 老人保健健康増進等事業

高齢者の孤独・孤立対策や家族介護者支援に資する地域包括支援センター及び生活支援コーディネーターのネットワーク機能と地域における民間事業者の取組みとの連携による見守り活動等の充実に関する調査研究事業
『地域の高齢者見守り つなぎ力増強プロジェクト
Q&Aで解説！　高齢者見守り体制をアップデートするためのハンドブック
―多様な主体と連携した高齢者見守り地域ネットワークづくりのヒントを知ろう―』

令和 7(2025)年3月発行

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
社会政策コンサルティング部
住所：〒101-8443　東京都千代田区神田錦町2-3